

第7日目(9月12日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、中沢俊一君、病氣療養のため欠席、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 おはようございます。初日に続きまことに恐縮なのですが、今議席の上に1枚ペーパーが上がっているかと思えます。第66号議案の一般会計決算の資料の財産に関する調書の中で42ページに間違いがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。繰替運用をしている13億5,200万円のをダブル計上してしまったということが理由でございますが、訂正後の方で60億3,300万円ほどというふうにご訂正を賜りたいと思います。大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

議長 本日の日程は一般質問といたします。

なお、質問回数は一括質問一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も一人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、皆さま方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。

また、南魚沼市議会会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該質問の前に質問しますと挙手をし、議長に発言を求め許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは順番に発言を許します。

質問順位1番、議席番号11番・佐藤剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。一般質問トップバッターでありまして、傍聴席には大先輩がおられますので、大変緊張しておりますけれども、頑張ってお話をさせていただきますというふうに思います。

では発言を許されましたので通告にいたしまして質問をいたします。今回はこのたびの豪雨災害に関連しまして市民が安心して生きること、そして生活することができるための防災対策。それとそれを実現するための行政改革の推進を絡めて、財政運営の問題2点を質問したいというふうに思います。

1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

まず大項目1点目でありますけれども、次期「行政改革大綱」の意義と必要性ということをお先に質問をいたします。平成20年の世界的金融危機を契機としました世界同時不況以来、日本全体の景気回復がなかなか進まない。そういう中で3月11日には未曾有の東日本大震災が起きました。昨日でちょうど半年になったわけでありまして。この大震災の復旧復興には

膨大な財源が必要になるわけですが、国レベルで何としてもこの復旧復興を進めなければならないという国家事業であるわけであります。

さらには、その後も異常気象や台風の影響で想像を超えた豪雨災害が日本各地で起きていまして、突如として財産も日常生活も生命までも奪われてしまうという大災害が続いているわけであります。そういう中で「ガンバレ東北」、「がんばろう日本」、「がんばろう新潟」と国民は協力し合い、助け合い、我慢もし合いながら、そして膨大な国家予算を投じてもこれらの事態を乗り越えなければならないと誰もがそう感じているところであります。

それはこのところの自然災害の中で安全に生きるということ、生活するということの重要性を誰もが否が応でも感じていることからの希望であり、そして意欲の表れだというふうに思います。しかし、このことは今年の3月末現在の国債、国の借入金の残高が9 2 4兆円と数字が示すとおり、国の財政の厳しい中で国家財政がさらに危機的状況になるかもしれないということでもあるわけであります。これら相次ぐ災害の復旧復興財源に加えて、今後これらの災害の影響で国の税収の減少も容易に予想されることでありますし、それによって地方財政への影響も避けられないだろうと私は思います。

さらに、地域的に言えば7月末の新潟福島豪雨災害では、この南魚沼市もこの地域の歴史の中でも最大級の被害を受けました。その復旧には今議会で80億円に迫る予算措置を行ったばかりであります。激甚災害の指定を受けたとはいえ、災害復旧事業費のみで市の負担は8億円を超える状況です。これらの自然災害から私たちは今まで想像もできない災害が今後あり得ることを前提に考えなければならないという教訓を得ました。そのための安全・安心の行政施策を今まで以上に積極的に考えなければならない情勢になったというふうなことは言えるのだというふうに思います。

この豪雨災害によって市の基幹産業である農業、観光にも大きな打撃を受けました。それだけでなく減っている市税がさらに減少することも考えなければならない事態であります。ましてや地方分権、地域主権の流れの中で自己決定、自己責任を求められる行政運営が求められる中で、将来にめどが立った財政計画ではありますけれども、このことを重点にしてもう一度考えなおさなければならないときがきたのだというふうに思います。

そこで現行の行政改革大綱が平成22年度で終了いたしまして、1年あきましたけれども、今、次期大綱を策定中ということではありますが、前段の社会情勢の変化の中で新たな視点、観点での行政改革大綱が必要ではないかと私は思いますので、そういう観点で何点が質問をいたします。

1点目でありましてけれども、市財政の現状と課題の認識について伺います。財政健全化計画5か年計画も平成22年度末で目的値を達成して終わりましたけれども、前段も述べましたように世界同時不況、東日本大震災、7月の豪雨災害と健全化計画をスタートさせた時点から社会状況もまた変わってきているわけであります。加えて少子高齢社会による税収の減と、それによる今後の福祉財源の増は以前から指摘されているわけであります。そういう中で財政健全化計画5か年計画とは違う意義を持って財政健全化推進が一層必要な局面にきて

いると私はと思いますが、市長は新財政の現状と課題をどう認識しているか、まず伺いたいというふうに思います。

2点目ですけれども、次期行政改革大綱の必要性和行革推進の重点は何かということであります。そのままお聞きしたいと思います。

3点目に社会情勢の変化。合併特例期間経過後を見据えた財政運営の基盤は整っているかについてお伺いをいたします。

4点目に具体的な行革推進として引き続き事務事業の見直しは進めるとは思いますけれども、この5年間どういう判断基準で事業の見直しを行ってきたか。これからの行政改革でどのくらいの事業の廃止、見直しを見込んでいるのか伺いたいというふうに思います。

また、総合計画予定事業又は合併特例債事業といえども、社会情勢の変化、財政事情の変化に合わせて事業規模の縮小等を見直していくシステムを行政改革大綱の中で明確にしておかなければ、行革は進まないのではないかと思います。特に現在、実施計画が検討されています大原運動公園の整備なども、私は大原運動公園を何らかの整備をすること自体は賛成であります。この社会情勢に合わせて、当面市の整備案の計画よりも整備内容を抑えて、今後に拡充又は充実が可能な形で考えるべきではないかと思います。どうでしょうか。

5点目としまして、この時期、行革大綱について市民にわかりやすい進行管理と公表をどのように考えているのかも併せてお伺いをしたいと思います。

2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

次に豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策をとということであります。最初に今回の豪雨対策時に情報伝達体制、手段はどうであったか。また、今後の体制をどう考えているかであります。具体的に言いますれば、防災無線、防災ラジオこれと同じようなことですが、FMゆきぐにの緊急時割り込み放送、そしてまたホームページ上での情報発信などの活用状況等問題点はあったのか。

また、6月議会で2番議員だったと思いますけれども、質問の中で緊急メールシステムを考えているというような答弁がありましたが、その運用開始時期とその内容について、そしてまた今後ほかの体制を考えているのであればそれらも併せて伺いたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、浦佐地区洪水ハザードマップの避難誘導の今後の考え方と周知ということであります。このことについてはこのハザードマップが示されたときから、私は何回も指摘をしているところでありますけれども、百年に一度の大洪水があったときに浦佐地区の魚野川の西側地区は水没するわけであります。そのときの避難場所は魚野川を越えて川東の小中学校が指定されていますけれども、これは今回の状況からも危険過ぎて現実的ではないというふうに思いますし不可能だと思います。

このことについて当初の答弁では、洪水は一気に来ないからその間に避難できるという答弁でありましたが、そういう事態になってそういう細かな判断や指導は全く不可能だというふうに思います。それならということ次示されたのは、新幹線浦佐駅の2階へ避難する、

だったわけですが、それにしてもそこに2,000人、3,000人も避難できるかという大きな疑問もあるわけですし、結局このことは明確にはなっていないように思います。

百年に一度の洪水で、私は現実にはこんなことはないというふうに思っていたのですが、今回の豪雨からいつそういう事態が起きても不思議ではないというふうに感じました。浦佐地区、魚野川西側地区避難場所の問題解消と、もし、その避難場所が変わるのであれば住民への周知が改めて必要だと思しますので、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

3点目でありますけれども、土砂災害警戒区域、特に特別警戒区域の安全対策をどう進めるかということでもあります。南魚沼市には土砂災害危険箇所が現在363か所あるようでありまして、このうち104か所が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されています。またその中で66か所が特別警戒区域の指定を受けているようであります。

市長も今議会の初日に質問の中で言っておりましたけれども、今回それらの指定を受けた地域に被害が多く出ています。浦佐地区の指定地区の例を取れば、五箇に入之沢川というのがありますし、被害の大きかった新町に黒沢川というのがありますけれども、ハザードマップのとおり被害がありました。幸い菅有沢川というのがあるのですけれどもこれは指定区域内に人家も数件ありましたが、大きな被害はなかったようであります。けれども、土砂災害特別警戒区域に指定されているところには、どのような安全対策がされているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。以上、壇上での質問を終わりますけれども、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

市長 おはようございます。今日から3日間19名の方の一般質問であります。極力簡潔に真摯に答えたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。次期行政改革大綱の意義と必要性の項目の中の、市の財政の現状と課題の認識についてであります。議員おっしゃっていただきましたように平成18年から22年の5か年間で実施をいたしました財政健全化計画は、目標の71億円の削減に対しまして確定値が出まして73億1,000万円程度の削減となりました。目標は達成できたわけであります。

また、第25号報告で報告しましたように実質公債費比率も20.7パーセントになりました。財政は改善されてきている。現状はそうであります。しかしながら、急激な財政状況の悪化ということは今はこういう状況の中ではないとしましても、今回の災害によります財政調整基金の取崩しこれを実施して復旧事業をしなければならぬ状況。あるいは今後も景気の回復が全く見えていないわけありますので、そういう中で税収の増加が見込める状況ではありませんので、厳しい状況は続くというふうには認識をしております。引き続き経常経費の削減、歳入の適正化と安定化への取り組みを強化して財政の健全化を進めていこうと思っております。

2番目の次期行政改革大綱の必要性和行革の重点はということであります。この基本姿勢といたしまして、過去の経緯にとらわれずに変えることは恐れない。省みることは怠らない。こういう行政改革に対する意識を新たにいたしまして取り組んでいくと。これを実行するために南魚沼市行政改革大綱を、平成18年12月に作成して取組期間をこの5年間として実施をしてきたわけであります。そういう中で市民と連携した行政運営、組織機構の再編と人材育成、事務事業の見直しと民間委託の推進、持続可能な財政基盤の確立、この4つの柱を中心にして推進をしてまいりました。その実績といたしまして財政健全化計画も目標を達成することができたということであります。

しかし、先ほど触れましたように地域活力の縮小、衰退につながります重大な課題といたしまして人口減少傾向、少子高齢化、この時代の進展に直面をしているわけでありまして、この人口の減少を最小限に食い止める、そして少子化対策施策の展開、これを図っていかなければならないと思っておりますし、市の仕組みもやはりそれぞれ改革していくことが重要、急務だというふうに感じております。

合併後、第1次南魚沼市総合計画を策定いたしまして、「自然・人・産業の和で築く安心のまち」この実現を市の将来像に掲げてまちづくりを進めてきたわけでありますし、指針でもあります。行政改革大綱も六つの政策大綱のうち行政改革市民参画の推進に寄与するものと位置づけまして、ほかの五つの分野ごとの政策大綱の施策の推進を支える施策決定、そして行財政運営の指針このことにも機能していることから現在、次期の取り組みに向けて見直し作業を行っているところであります。

特に行革推進につきましては、これは言い古されたといひますか、これが基本になるわけでありますけれども、最小の経費で最大の効果を上げること、常に合理化に努めること。これを念頭において業務を遂行して、簡潔で効率的な行政運営を実現したいと思っております。組織にとって最大の資源はやはり人材であります。この人材育成を重点的に進めながらその有効活用によって、さまざまな行政課題に柔軟に対応できる組織改革への取り組みを進めてまいりたいと思っております。

3番目の社会情勢の変化、合併特例期間経過後を見据えた財政運営の基盤は整っているかということであります。今このままでまいりますと19年12月にこの合併特例期間は平成32年で終わるということでありまして、優遇措置がなくなる平成33年度までを期間としてこの財政計画の推進を行ったわけであります。19年12月にこのことを策定いたしました。

これはご承知のように特例債期間は10年、その後の交付税の激変緩和期間がもう5年ありますので、それをあわせると平成32年ということであります。その特例債期間が終わって交付税措置も激変緩和といいながら徐々に減っていくわけでありますので、その備えとして合併振興基金を今24億円積み立てておいて、その後の運用にこれを十分活用していこうということであります。

そういう予定ですときたわけでありますけれども、議員もおっしゃったように、アメリ

力からの金融危機に端を発した国の経済状況の大幅な悪化、こういう事態にも陥ってしまいました。市の財政状況も市税の落ち込みということで大きな影響を受けているところであり、社会情勢の変化を反映させるため、これは19年で策定後わずか2年後の平成21年12月にこの財政計画を変更させていただいたところでもあります。この変更の際しまして経済状況悪化による市税収入の再推計、そして地方財政計画における交付税の再推計に加えまして、共済制度の変革に伴う人件費の再推計。これは共済制度が大分変わりました人件費部分への負担が非常に増えているわけであり、こういう地方財政を取り巻く状況の変化に対応させてきたところでもあります。

投資的経費につきましても合併特例債期間の終了する平成27年度までに現時点で見込まれる重点事業を極力完了して、緊急度の低い事業は期間終了後に交付税の減少による財政規模の縮小に合わせて大幅に縮小した中で実施する、これは基本方針であります。そういう下でさらに実施事業そのものと、それから後年度負担について再推計を加えております。

今年度はこの水害による想定外の支出もありますし、東日本大震災の影響による全国自治体の全国ですね、これは全国的な経済状況の悪化もありますので、これも変更後、21年に変更した後のまだ2年でもありますけれども、前回同様に算出根拠の主要数値の再々推計を行っておりますし、計画の再々見直しといえますかを行う予定であります。投資的経費につきましても推計後の財源状況に合った規模という、そういうことで健全性を確保したいと思っております。

これからも大きな社会情勢の変動あるいは交付税をはじめとします国庫補助金・各種制度の改正これらが生じた場合は、この計画を随時見直していくことも必要だと思っております。これからどういう事態が起きるかというのは全く予測が付きません。つきませんが、市として、市としては財政健全化計画の今5年過ぎたわけで、この理念をきちんと引き継ぎながら常に効果的、効率的な事務事業の執行に配慮していくということには何ら変わりはないわけであり、

そういう思いで今後この社会情勢の変化にも合わせていきたいと思っておりますし、財政運営の基盤そのものが整っているか否かと言われれば、今は整っておりますけれども、将来的にどうだということになれば、これは全くわからない状況が続く部分があります。先ほど申し上げましたように、この状況の中で推移をしていくとすれば、合併振興基金等の活用でこの特例優遇期間が終了後もそう市民の皆さん方にご不便をおかけするようなことではないというふうな感じは今しております。

4番目の今後、どういう判断基準で今まで事業見直しを行ってきたか、これからどのくらいの事業の廃止、見直しを見込んでいるかということであります。平成19年度に先ほど触れました行財政改革のこの大綱部分をやったわけであり、この中に行政評価システム、あるいは事務事業評価の導入に向けて試行してみましたけれども、これは事務量が膨大でありまして業務執行自体を圧迫することが想定されたので、期待されたような効果が認められなかったということでこれは廃止をいたしました。

現在の事務事業検討シート、これは新規・変更・開始ということを検討するこのシートを導入しております。これは担当が作成して担当課を経て、政策部門、財政部門が評価、判断をしていくというシステムであります。しかしながらこの事業の見直しにつきましては、それぞれ多種多様な事業がありますので、基準の設定ができない状況も当然あるわけでありませぬ。基本的にはやはり現場に立つ担当課が、その事業の必要性あるいは緊急性を考慮して、必要に応じて見直しを今しているところであります。その内容はご承知のように総合計画の実施計画ロッキング時に政策、財政担当も加わって検討を行って実施計画に反映させているというところであります。

この事業の見直しそのものに聖域は特に設けるつもりはございません。福祉、医療、教育においてもやはり対象ではあるということでありませぬ。見直しは住民サービスの低下を最小限にやはりとどめながら進めること。これを念頭に、ただ単に事業量を削減するとそういうことではなくて、必要な事業は新規でも追加実施をしながら、最小限の経費で最大の効果を目指していくということでありませぬ。

全ての施策分野で民間委託事業の拡大による効率化と、経費節減も進めていかなければならないと思っております。保健・医療・福祉の分野では健診体制、あるいは指導體制の見直し、保育園の統合、教育分野では学校の統合等もこれから現実として出てこようかと思っておりますし、施設利用の見直し、子育て支援体制の新設とかです。それから環境共生の分野では、ごみ収集の効率化、し尿処理方法の見直し、産業振興分野ではイベント事業の見直し、そういうこれが全てではありませんけれども、そういう分野でそれぞれ進めていきたいと思っております。

社会情勢の変化によりまして、規模の縮小あるいは廃止すべき事業となった場合はそれはその方向で随時柔軟に見直しをすべきだと考えております。具体的に大原運動公園のことについてのお尋ねもありますのでお答えいたしますが、大原運動公園だけが特例的だということとは考えておりませぬ。今、議員おっしゃったように、必要だけれども今やらなくていい部分を一時例えば執行停止しまして、後日、後年度これを追加するという、しかも非効率だというふうに私は今考えております。その部分はですね。どういふことをどうするかということとは別にまだ検討したわけではありませぬので、必要だけれども今は作っておかない。いずれそれを作らなければならないということになれば、これは全く非効率だというふうに考えておりますので、まだこの大原に限ったことではなくて、例えば図書館の部分につきましても、それぞれ大型事業について特例的にこの事業はどうだ、こうだという見直し体制にはまだ入っているところではございませぬ。

5番の市民にわかりやすい進行管理と公表でありますけれども、これは今回改訂をいたします行政改革大綱では具体的な取り組みを整理したアクションプランを作成しまして、それに基づいて改革の推進と進行管理を実施していきたいと思っております。アクションプランは翌年度以降3か年間の実施、3か年間に実施検討する行革事項を定めたいと思っておりますし、毎年度見直しを行っていかなければならない。

この内容につきましては行政改革推進委員会におきまして委員の皆さんに提案あるいは検証をいただきますし、当然ですけれども、公表につきましてはホームページに掲載いたします。広報等に掲載が必要だとか、その方が市民の皆さんに周知ができるという部分があれば、それは市の広報等でも行っていきますし、毎年度行っております市政懇談会の中でもそういう必要性があると判断すれば、常に説明を加えていこうと思っております。

2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

2番目の豪雨災害の件であります。緊急メール等防災体制の情報伝達体制、これがどうであったかということであります。これはご承知のように豪雨の際に一部停電は発生いたしました。しかし、電話、携帯電話は通常どおり機能しておりました。このたびの災害における主な情報伝達手段は電話でありましたし、防災無線は職員間の連絡に使用させていただきました。それからFMゆきぐに、ホームページにより情報発信をしております、FMゆきぐにの7月27日から31日の災害関連放送は延べで1,616分放送させていただいております。

緊急メールにつきましては8月17日から電話機種、地域に限られますけれども、気象庁が配信する緊急地震速報あるいは国・地方公共団体が配信します災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに受信することができますNTTドコモの緊急速報「エリアメール」を利用できるようにいたしました。これは災害後であります。また、今年度中にこの緊急速報メールを通信衛星を利用して緊急情報を住民に瞬時に伝達する、ご承知のように全国瞬時警報システム「JALERT」これを連動させる予定であります。配信内容は気象情報、地震情報、避難に関する情報、この配信を予定しているところであります。

浦佐地区の洪水ハザードマップでの避難誘導の今後の考え方と周知であります。このハザードマップでの避難誘導として一応の避難経路は示してありますけれども、説明時には住民の方は被害の状況に応じた避難経路・避難先を選択できるように、地域内、家庭内での避難方法、避難先の話をしていただきたいと。これはどこの地域にもお願いしているところであります。

この浦佐地区の今後の考え方であります。魚野川が決壊、赤沢川が氾濫、浦佐スキー場の地滑り、これらが一度に同時に発生する、そういうこのたびの豪雨以上の大災害となった場合も想定をした避難誘導が必要であるというふうに考えております。まさに万が一でありますけれども、こういうことが起きないとも限らないということでもあります。そこで新町、富町、川原町はこういうことが起きると孤立する恐れがございますので、「おくにじまん会館」「普光寺」「浦佐の新幹線駅」これらを避難先とした避難誘導を検討した上で地域住民に周知を図ってまいりたいと思っております。

土砂災害警戒区域の問題であります。これにつきましては危険箇所と思われる箇所は全部基礎調査をいたしまして、住民説明会を行って土砂災害警戒区域特別警戒区域に指定をいたします。実は私どもの地域も今までそんなことが起きるとは考えもしませんでしたし、ただ、直前にこの土砂災害警戒区域ということで説明会があって、みんながこんなことは起きるは

ずはないなという認識でいました。いまして、実際このハザードマップのほぼとおり、大量の土砂と水が集落内に流入したということでありまして、まさにこの調査が非常に信ぴょう性のあるものだということは実感いたしました。

この指定をすることによりまして、市はハザードマップを作成して住民に防災を呼びかけているところであります。施設整備につきましては、ほとんどがこれは県の仕事になります。県の危険箇所数が8月30日現在で9,924か所。膨大もない数に上っておりますので、事業が全部実施できるかといいますと、とても簡単に実施できる状況ではありません。しかしながらこういう災害がありましたので、災害復旧対象箇所は当然でありますけれども、市民が安心して暮らすために調査及び対策が必要な箇所については県に対応を強く求めていかなければならないと思っております。

こういう災害を受けまして、今の紀伊半島といいますか、和歌山、奈良の方でもそうでありましたが、これをもう未然に防ぐための公共事業的ないわゆる土砂止めとか、堰堤工事とかということを危険箇所に全部設置をするということは、5年、10年かかっても無理だと言われております。そこでやはり避難。避難をすると、これを最優先にやはり課題としてとらえていかなければならない。

先ほど前段でも触れました避難経路だとか避難する場所、それからその判断 避難をする判断です。市や国や県が避難勧告とか避難指示を出す、出さないということもありますけれども、それ以前にやはり個々が自分たちで危険をある程度は判断をしていただくと。こういうことも市民の皆さん方をお願いしながら、この防災対策に努めていかなければならないと思っております。以上であります。

佐藤 剛君 ちょっといっぱい質問をして、いっぱい答えてもらいましたので、また再質問で重複する箇所があるかもしれませんが、そのときはそのように指摘していただきたいというふうに思います。

1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

最初に次期行政改革大綱の件です。人材面、組織面のこともいろいろ含めて検討されているようですが、ここはちょっと時間の都合がありますので、これから再質問することは財政といいますか金めの面を中心にちょっと質問させていただくことになると思うのですが、市長は財政は改善の方向に向いているというふうなご認識でありました。それはそうなのかもしれませんが、今、昨年と今年を比べただけでも先ほどから言っていますように、社会情勢といいますかは大きく変わっているのです。そういう中で財政は改善に向かっているとは言っても、行財政はどうなるかというのは私は非常に厳しいところがあると思うのですが、市長はこれから地方財政が良くなるか、悪くなるか、そこら辺の認識をもう一回聞きたいと思っております。そういう中で財政の将来見通しは立ったというふうな今までの経緯なのですが、そういう考え方が変わりないかということも併せてお願いしたいと思います。

市 長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

お答え申し上げます。端的に申し上げまして良くなるか悪くなるかということは、これは予測はつきません。その地方、いわゆる自治体、自治体でも大きな差が出てくるのだらうと思っております。まさに今、地方主権だとかそういうことが叫ばれている中で、一括法も通ったわけでありますから、まさに地方それぞれの自治体の力量がこれから試されるということだと思っております。そういう中から見ますと、良くなるか悪くなるかということはわかりませんが、良くしていかなければならない、そういう思いであります。

それで財政見直し、さっきも触れましたように、現在のこの状況の中で財政見直しは立っているということであります。これからどういうことが起きるかまだわかりませんので、それまで含めるとそれはちょっと返答のしようがないということであります。相当今回のこの災害でも、議員おっしゃっていただいたように甚大な被害でありましたが、それで市の財政が、そこに市の単費が投入できなくて災害復旧ができないとか、あるいは投入したが故に今現在すぐに他の事業を縮小して見直していかなければならないというような具体的な部分が出たかというところではないわけでありますので、財政事情そのものは良くなってきたと、良くなってきたわけであります。良くなってきましたが、今後のことについてなかなかその推測はできない。ですので、気持ちとして良くするというところで努力をしていきたいと思っております。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

私は財政見直しは厳しい見方をしてきましたけれども、それでも財政担当の専門家も市長のバックにはついているわけでありまして、財政健全化計画の実施や行革推進で将来見直しは現在の中では立ったとなれば、市長も私も議員も市民要望はできるだけかなえる方向で考えるのが基本だと思っております。そうなのですけれども、その財政事情が変わってくれば、それはまたやはり違ってくるわけですね。

市長は今後の予測は未定だという、立たないということでありますけれども、財政の将来見直しは今の段階、立ったということというのは、今の例えば地方財政制度や交付金の算定、そしてまた臨時財政対策債の発行や、これらが現状のとおりに行われたというような前提の話でありまして、それだけでなく厳しい国家財政の中でこの大災害の復旧を含めた国の財政事情があるわけでありますので、この大前提は今後崩れるかもしれないわけです。

したがって、自治体の長としては、財政の危機管理からも今までどおり推移するなどとは私は考えない方がいいと思いますし、考えられないのではないかとこのように思います。こういう局面を乗り切るために、そういう視点に立った次期行政改革大綱が必要だと思っております。私はいるのでございますけれども、この点、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

市長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

当然のことです。今の状況、国の財政の状況、あるいは方向、あるいは現在の部分を重ね合わせながら推計していくわけですから、例えば国が破綻したらどうしようなどということは我々は推計しません。ですので、今現在の部分はこういうことだということです。少子高齢化は当然進む、税収はこのままいけば減少傾向になる、そういうことは前提におき

ますけれども、おっしゃったように国の制度が全部変わるということを前提にしてはとて財政の推計などできません。そうだとすれば、いわゆる国からの補助やあるいは交付税とか一切見込まないで自立ができるかなど、そんなことで自立できる地方公共団体は今ないわけでありますから、ないわけですから、たとえ不交付団体であっても、国の補助事業とかそういうことをきちんと受けながらやっているわけであります。ですから、その大前提が崩れるということを常に想定はしておりません。ですから、今の制度をある程度、その中では税収も減っていくかもわからないとか、あるいは交付税も例えば若干いろいろ手加減があるかもわからないとか。そういうことは想定をしながらやりますけれども、大前提を崩すということとは全く考えておりません。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

大前提が崩れることは想定してないというようなことでありますけれども、私はこの財政問題について大きく言えば二つのことの心配があります。一つ目は先ほど言いました合併特例期間10年、そしてまた激変緩和期間を含めてその後の財政運用ですね。その最終的にはその交付金は約10億円減ってくるというようなことでありますし、その中で現財政計画は投資的経費を年20億円に抑えて、それ以上事業しないというような見通しなのですが、その辺は先ほどの答弁の中で今見直しをしたり、状況に合わせて変えつつあるということですので、そこはとりあえず私はよしとします。

心配なところなのですがとりあえずはよしとしますが、私が今一番心配しているといえますか気になるのは、臨時財政対策債に頼るところが大きいということであります。22年度の決算では16億4,000万円、23年度末では累計で96億6,000万円になるような話ですよ。これは平成13年から暫定的に始まったのですが、23年度も続いていますので、これはいつまで続くかわからないわけだと思うのです。23年度も実は今回の補正で2,000万円くらい減額になっていますけれども、これも多分国の20パーセントこの臨財債の削減といえますか、そういうところの影響だと思うのです。

ですので、これは将来のことはわからないと言っても、そしてまた将来のことをそんなに心配して財政は考えられないと言っても、現実的にこの臨財債というところを見ても、もう縮減傾向にありますし、今後も縮減の方向であることは間違いのないわけであります。困ったことにこの臨財債は本来、前々から言っていますように交付税として地方に来るはずのものが、国がとりあえず払えないので地方に借金をして資金調達していいよと。それであとで国が返すよということになっているのでありますが、今ほど言いましたように、それが縮減方向になったり、そしてまたそれがなくなったり、臨財債が認められなくなったりすれば計算上、今、臨時財政対策債で入った地方交付税はどうなるのかということなのです。私はその辺を考えると大変不安は大きいわけであります。

それが正規の交付金で市に入れば問題も少ないわけなのですが、22年度決算で16億円ですよ。16億円の交付税がこの社会情勢から一気に増えて入ってくるとはとて

考えづらいわけであります。では、正規の交付税として入らない、臨時財政対策債も起債できないとなれば、市財政はどうなるのかということなのです。普通の起債であれば、例えば建設事業ですね、そういうのであれば資金が不足するからその分を借りてやろうということなのですけれども、臨時財政対策債はそういうものではない。行政運営に足りないから借りるものですよね。形としては借りるものです。ですから赤字債というふうにも言われているわけです。

そしてその借入金先ほども言いましたけれども、22年度16億4,000万円、市債総額の28.6パーセントです。23年度はこの比率は36.9パーセントになるのですよね。これは大きい比率です。私は余り実質公債費比率にはこだわりませんが、22年度は臨時財政対策債は、何度も言いますが16億円になっていまして、前年度に比べて6億円増えています。それだけ増えれば実質公債費比率も若干下がるかなというふうなことで理解はできます。できますが、こういう財政運営が私は好ましいとは思わない。

臨時財政対策債が本来市に入るべきものだということは間違いない、正論なのでしょうけれども、とは言っても国の方針でどうにもならない面だって、私は出てくるというふうに考えておかなければならないというふうに思うのです。財政的危機管理としてのその辺を見据えて臨時財政対策債に余り頼らない財政運営が必要だと思うのです。

したがって市長は今の段階、財政運営といいますか、財政基盤は将来はわからないけれども、今は整っているというようなお話でしたね。私はそういうところから見ると、臨時財政対策債はそういう性質のものだとは言ってもそういうところから見ると、安定した財政運営のための財政基盤はまだまだ市は整っていないというふうに思うのですけれども、この辺の認識をもう一度お願いいたします。

市長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

臨財債について申し上げますと、議員のおっしゃるとおりです。これは交付税で処置されるべきものができないから、とりあえず金を借りてやってください、それは後年度国がちゃんと負担しますと。そういう制度ですから、これにでは乗っからずにそれをいわゆる借りなくてやっていけるかということそれはやれませんが、まあ、やれなくはないですね、ありとあらゆるものを切り落とせば、16億円やその辺はどうにでもなるということかもわかりませんが。

しかし、議員おっしゃるように、その心配は心配としてわかります。わかりますが、今、国・県・市町村これがきちんと法律やそういうことになってきているところでありますから、それを全部覆してそうして議論しようというのは、それはいささかやはり何ていいますか、飛躍が過ぎるということであります。では交付税が入らなくなったらどうするとか、そういうことをいちいち私どもが推計できる立場でもありませんし、推計できる能力もないです、それは。では、これがゼロになったらどうしようなんていう推計は普通考えられませんから。ただ、厳しくなるとか、あるいは徐々に景気が回復して良くなるとかという思いはいくらでも持てますけれども、今ある制度が全部なくなるがさあどうするということは、

これはとても検討の余地がない、検討するまた価値もありません。

ですので、今の制度はきちんとあるということを前提にしてやはり我々はやるわけです。では突然、来年からその制度がぼんとなくなるか。そういうことはあり得ないわけです。日本が沈没すれば別ですよ。沈没すれば別ですけども、そういうことは全く私は心配しておりませんし、過度に、ただ、きちんとした管理はしていかなければなりませんけれども、余りにも不安を持っていただくというのも少しやはり考えものかなという気がしております。ですから、議員との議論は今の中ではちょっとなかなかでき得ない。これがなくなったらどうする、あれがなくなったらどうするという議論は、ちょっとここではできないということをひとつご理解いただきたいと思います。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

私は臨財債が一気になくなったらどうするという、そういうことも想定はしておかなければならないという話はしましたけれども、それがすぐなくなるからということではないわけでありまして。ただ、今言いましたように、市債の28パーセント、36パーセント、そういう部分の臨時財政対策債に頼らなければならないという財政運営はどうなのかなというような気がするものですから、そういうところに余り頼らないで財政運営ができるような体質にしておかなければやはりどういう危機、危機管理ですからどういう事態になるかわからないですよ、そういう事態に備えておかなければならないというようなことで言っているわけでありまして。

そうなりますと私の論調からいくと、やはりこれから先の部分は同じだと思うのですけれども、収入を増やして歳出を減らすというふうな、結局はそういう原点の部分になるわけなのです。今、収入は極端に増やすことは難しい状況でありますので、であれば支出をどう抑えるかでありますよね。さらにこれからの行政改革は経費節減も当然ですけども、事務の質ということも問われてくるわけでありまして。

となりますと、国の財政事情を含む社会情勢の変化は、市長は余り心配することはないというような考え方もありますが、私はそこら辺から財政基盤の確立を生み出した次期の行政改革推進を通して、今やりたい、何がやりたい、今何ができるということではなくて、そういう今のもろもろの情勢から今何をやらなければならないのかという視点に立った選択として、うちの考え方は今まで以上に強く打ち出したそういう考え方で行政運営に向かっていかなければならないと思うのですけれども、市長の考え方を再度お尋ねします。

市 長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

これはもう議員のおっしゃったとおりで、今何をやらなければならないか。無駄なことをどんどん、どんどんやっていくつもりは全くありません。やはり財政運営の基本は議員おっしゃったように、入りを計りて出を制すと、これに尽きるわけですから。とにかく収入を増やして、支出は何でもかんでも削れという意味ではなくて必要でない部分は削っていかなければならない。それが財政運営の基本であります。

理想を言えば、国の制度やそういうことに一切影響されないような財政基盤を築ければ、

これはいいですよ。いいですけども、そういうシステムになっていないわけでありまして、これから全部かえれば別です。交付税処置ということ抜いて、その地方であがる税金を全て地方で使っていいとかそういうことであれば、それはまたそれなりに方法はありますけれども、今の制度の中で地方だけが独立して生きていけるというそういう体制になっていないわけですから。これは議論する方がちょっと無理があるということでありまして。

考え方は同じです。全く同じですから、ちょっと心配をし過ぎるか、余り楽々構えてい過ぎるか、その違いくらいだと思いますので、よろしくお願いたします。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

押し問答するつもりもありませんし、ちょっと少しずつ話題を変えないと時間もなくなっ
てきますけれども、では、今何をしなければならぬかというところには多分話は一致して
いると思うのです。その部分ですけども、私は行革推進をしながら少しでも財源を生み出
して、一つは基幹産業である先ほど言いました農業・観光産業をどう守るかということ。こ
れです。この豪雨災害からこのことはさらに重要な問題になってきているわけでありませ
けれども、この基幹産業がおかしくなれば市内の全産業に影響が及ぶわけですから、なおのこ
とであります。

それと今回、東日本大震災と豪雨災害の状況から見ても、防災対策それと併せて病院再編
の問題も含めた市民の生命を守るための安全政策ですね、をどう取り組むか。大震災と豪雨
災害を経験しまして、今そのことを優先して取り組まなければならないその状況になってき
たと思うのですけれども、そこら辺の考え方までくらいは一致しているのだらうと思いた
すが、ちょっと確認をしたい。

市 長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

今やらなければならないこと、今までもやってきたことでもありますけれども、トータル
的に申し上げれば市民の福祉をきちんと守っていくということです。福祉というのはもう全
て含みます。医療も当然でありますし、子育て支援もそうですし、教育からも含めて全部
です。

ですから、分野に限ってこれをやらなければならない、あれをやらなければならないとい
うそれは、その年度、年度で実施計画の中でやっていきますけれども、トータル的にはもう
市民の皆さん方がここで安心をして、そして生活ができる、生活の質も向上できる、このこ
とに尽きるわけですから。この中から拾い上げて農業と観光だけだとか それは甚大な被
害を受けた部分についてはきちんとやります。農業も観光も手を尽くされるところは全部
尽くしてやりますし、医療体制についても今着々と基幹病院を念頭において進めているわけ
あります。教育関係も、やはり人材が一番ということになれば教育も本当に重要な部分で
ありますから、他の市では見られないそういう部分も導入しながら、教育、学力の向上も含
めてやっているわけでありまして。

今ではここで、来年は何をやる、再来年は何をやるということではなくて、そのことは議
員もご承知だと思いますけれども十分心得ながらですので、市民の皆さん方から今の段階で

これ以上の負担を求めながら何かをやっていくということは全く考えていない。でき得ればそれは負担は軽減していきたいと思います。ただ、やはり適正負担というのがございますから、何が何でもみんなゼロがいい、ただがいいということではないわけでありますので、そういうことはきちんと理念を持ちながらやっていかなければならないと思っております。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

では、ちょっと具体的な課題で話をしますけれども、先ほど大原運動公園整備の話もちょっと出してみました。そして答弁もちょっといただきました。もちろん、市長が言うようにこの財政問題は大原運動公園だけの問題ではなくて、図書館の問題など全て同じでありますけれども、当面議論になるのはこの問題でありますから例に挙げたものでありまして、またちょっとこの問題にこだわってお話をします。

先に示されました大原運動公園の整備、3案ですね。その中で市の整備案を軸に実施計画が検討されていると思うのですが、6月にその実施計画の補正予算の議決のときに、私が再三ちょっと確認したことは、内容についても変更はあり得ると、さらに検討するという部分でありました。今、私がずっと言ってきたのは、市の、そしてまた国の財政事情からしてまさにそうしなければならないそのときだというふうな思いがあるからであります。市長は野球場は作る、ほかの事業に支障が出るようなことはない。ですから、野球場は作るのだというように基本的な考えであります。

作ることそれ自体をどうこう言っているのではありません。この大震災、この豪雨災害それらを受けて国の財政状況も激変はしなくても変化しているのです、現実的に。市の収入としても市長がおっしゃるとおり変わってきているのです。したがって、野球場を作るがほかの事業に支障が出るようなことはない。だから野球場は作るということから、今やらなければならない市民の安全を守る対策は第一にやるが、野球場もできる範囲で作りたいというように、立場そして視点を変えなければならない、そのときではないかと私は思うのですけれども、首長としてそうは感じませんか。

市 長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

これも至極当然のことでありまして、市民の皆さん方の安全あるいは生活を無視して何かをやるなどということはございません。ですから、当然そういうことをきちんとしながら、なおひとつのやはりグレードアップを目指すと、そういう考え方になっていただかなければ新しいものは何も出てこないということであります。ですから、例えば今これからまた財政事情の検討をいたしますけれども、そして議員にも申し上げたとおり実施設計でおおむねの部分が10月頃出てくるのか・・・この災害等でちょっと測量等が遅れているようだけれども、いずれもこの雪降り前にはある程度のことは出てくるわけですから、その中で再検討して、そして議会の皆さんにもそのことはお示しをしていこうということはお話しているわけでありますので。

大原の運動公園ということだけに絞って、これをどうしなければならない、ああしなければならないなどという検討は全くしていないと、そういうことあります。やるということ

が見通せば、それはやらせていただこうと思っています。それはまた議会の皆さん方からご判断いただくわけですのであれですけれども、今の何ていいますか国の財政事情がこうだから、では特例債事業はどうなるかと言いますと、今日はっきりとした通知が来ましたが、例の東日本大震災の件でその被災県の合併市町村は5年間延長であります。それから新潟県内ではこれに関連して上越市と十日町市が5年間延長ということが正式に法律の中で決定をしておりますが、ほかの地域は全く該当しません。ですから27年までということでありませぬ。

27年、それは国も当然そういうことは見越しながら、そういう法律を新たに作ってやっているわけですから、それをいちいち否定するわけにも我々はいかない。ですので、期間延長を求めていくにしても非常に難しいということは前にも申し上げました。とすれば、市の財政とお国の方の体制、そして市がどの程度の市民福祉を図っていくかと、このことを全部勘案しながら、野球場ばかりでなくてさっき言いましたように図書館もあれば、橋もあれば、道路もあるわけです。それを全部やっぺいこうとこういう思いですから、今のところその考え方に揺らぎはないということを申し添えておきます。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

2問目の質問がなくなりますけれども、もう1点だけ行革の関係でちょっとお話ししますが、私は子どもたちが野球の大会に行って これもよく私が言っていることなわけですけれども、「俺はこんなに大きい野球場で練習したことがない」と。というような気後れするようなことはさせたくないわけです。したがってセンター122メートル、両翼100メートルの球場も私はいいと思います。場合によっては外野の人工芝もいるかもしれません。が、例えば観客席のコンクリートは雪国仕様にするとか、スコアボードは昨年県内の施設を視察に行ったときはほとんど実際には使われていないのですよね。そういうのは見直すとか、屋根付き練習場は冬の除雪や利用面を考えれば、ほかの施設で間に合わせるとか、そういうことだけでも前に示された概算事業費から何億円も違うはずなのです。

そしてそれは必要なときに、まあ合併特例債は期限が過ぎていきますけれども、必要なときに考えればいいわけでありませぬ。合併特例債が活用できるから今がチャンスだという問題ではなくて、実際実施設計でもっと安くなるからという問題でもなくて、そしてそれらを見通して実質的に市の持ち出しがどれだけ変わるというそういう問題でもなくて、こういうご時勢、こういう社会情勢の中でありませぬ。少しでも財源を作って、安心・安全のための施策を少しでもそれを含めて今やらなければならないことにこういう事態だから変えていくと。そういう市の姿勢が今大切ではないかというふうなことで思って私は言っているのでありませぬ、そういう考え方がないのか、再度伺いたいと思います。

市 長 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

具体的に122メートルを縮小して子ども用に合わせると、例えばですよ。では、大人はどうするのですか。ですから大人用に作って、公式用に作って、子どもたちもその中できちんとやれるように仮設のフェンスも含めてやりましょうということを行っているわけです。

それから屋根付きの練習場は2次計画ですよ。ですので、よくご検討いただいて、何ていいですか、何が何でも作らなければならないからその議論だというふうに、もう一部の方はそういう観念に凝り固まっているとしか思えませんね。では、さっきから触れていますけれども、市民の安全・安心をないがしろにして、このことをやらなければならないなどということは全く思っていない。このことをやることによってそちらの方に財源が回らないとか、それがおそれになるということであれば即止めますよ。そういうことであれば、それは図書館でも同じです。そういうことではないということをご理解をいただきたいと思っております。

では、なぜ作るか。いつも申し上げているように、子どもたちにもそういう夢も与えたい。そこで、子どもたちが例えば、いいですか、先般も堀内とどなたかが新潟の方のどこかに来て少年野球のコーチをしました。そういうことがやれるというのもやはりそういう部分に来て、そして子どもたちは目を輝かせる。このことを常に我々は考えなければ、今あることだけに事象を絞ってどうする、どうするでは全く進歩もありませんし、子どもたちのやはり将来に夢もないということになります。

ですから、私は分相応ということをよく言いますね、分相応。そうではないのです。分相応よりやはり一つ上を常に見ていかないと進歩も発展もないということになりますから、やや背伸びをしながら市政運営をやっていこうと、そういうことは基本です。ただ、それを行うことによって土台がなくなったりとか、ほかのことに迷惑かけるということであれば、それはそのときはちゃんと腰を落ち着けるということになります。常にやはり上を目指さなければ、どういう市政運営をするかと言われれば当然そうです。今のままでいいなどと思っていれば、これはいわゆる市長もいないし、議会もいないわけです。ですから、常に上を目指す。そしてやや高いところを見ながら一緒になって進んでいこうと。こういうことをご理解をいただきたいと思っております。

佐藤 剛君 1 次期「行政改革大綱」の意義と必要性

残念ながら私が言おうとしていることがほとんど伝わっていないというところで、残念でありますけれども。私は首長の市政に対する姿勢ですね、そこをずっと強調していたもので、ちょっと私の言い方が悪かったものですから、今回はこれはこれまでにしまして、時間がなくなりますので、もう1点の方をちょこっとだけさせてもらいます。

2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

防災の関係ですけれども、今までの情報伝達手段の関係なのですが、大体うまくいったというようなことなのですけれども、ただ、心配なのは浦佐地区については前々から言っていますように、防災ラジオが入りませんね。入らなければ防災情報伝達手段としては役に立たないわけなのですけれども、そこに浦佐地区の天王町には50個くらいのラジオが届きました。それはそれでいいのですが、やはり入るようにしてからそういうことをしなければなりません。昨年の区長会では市の防災の情報伝達手段の一つだよ、というようなことで区長さんにお話をしながら進めているわけですので、そこら辺はきちんとやっていただきたいとい

うふうに思います。浦佐地区の入るようにするめどといいますか、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

市長 2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

このことは具体的には後ほど関係員からご質問ございますので、そのとき具体的なお話を申し上げますが、入らないでいいということを考えているわけではありませんので、何らかの方法をもってここにこの無線が届くようにしたいとは思っております。以上であります。

佐藤 剛君 2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

時間もなくなりましたのであと1点だけ。特別警戒区域の話だけさせていただきます。今、本当に特別警戒区域のところは災害がありまして、市長がおっしゃるように災害があれば応急処置も今しています。そしてまたそれなりの今後の安全対策もするわけですけれども、菅有沢川のところは家屋があるのですが、運よく今回災害なかったです。で、レッドゾーンのままなのです。市長がおっしゃるように自分の命や財産は自分で守れと、だから危なかったらまず逃げろと、ということなのでしょうが、今実際あそこには人が住んでいるわけです。本当に危険なんだぞということでレッドゾーンを設けたわけなので、あと5年間そのままにしておいて、国の事業はソフト対策が中心なのでそのままにしておいて5年間の基礎調査の結果を見て、それをまた受けるのだというのではやはり市民の命を預かる行政、首長としてはそれではなかなかうまくないのではないかというふうなことを思います。

先ほど市長は県にも国にも陳情といいますか、お願いをしていくというようなことを言いましたけれども、そここのところを本気になってそういう今、災害や被害を受けなかった特別警戒区域についても、何らかの安全対策について市も県にもお願いしながら取り組んでいくのだということだけお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

市長 2 豪雨災害を経験して、市民の生命を守る安全対策を

先ほども申し上げましたが当然そういうことです。ただ、さっき言いましたように約1万か所くらいという部分があるわけですね。そこが1年、2年ですぐできるかと言われればそういうことではない。優先順位の高い方に入れてもらいたいという思いは当然伝えますし、一生懸命運動をさせていただきます。

ですので、そういう部分について結局はまだ防災といいますかそれが整っていないというところについては、市がそれを全く構わないから自分たち勝手に避難しろという意味でなくて、危険だと思われるときには、まずは自主避難をしていただきたい。例えばそういう施設を施していたところでも今年は、清水瀬などはもうその堰堤の袖が全部噴き飛ばされているわけですから。

ですから、施設を施したから100パーセント安全だとも言えないわけですので、そういう気持ちで市民の皆さん方も災害時には取り組んでいただきたいということを申し上げたわけでありまして。構わないでおくなどということは全く考えておりませんし、一日も早くそういうところの安全が確保されるように努めていくのは、それこそ私の勤めでありまして、全力をあげて取り組ませていただきます。

議長 休憩とします。休憩後の開会は10時55分とします。

(午前10時41分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

議長 質問順位2番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 一般質問を行います。

1 新潟・福島豪雨災害の復旧に向けての対策は

新潟・福島豪雨災害の復旧に向けての対策はということであります。7月27日からの豪雨災害では私たちがかつて経験をしたことのない大きな被害を受けました。市の中心部は何回も水につかったり、山や沢地を抱えた集落では土砂崩れや土石流によって甚大な被害を受けたわけでありまして。私は集落の村史をひも解いてみたり、あるいは古老に話を聞いてみたわけでありまして、どこにもそのような記載もなく、記憶にないということでありました。まさに降雨状況としては観測史上最大の雨量を記録したと、こういうことでありましょう。

特筆をすならば、今回の水害はともすると水害にはとんと縁のなかったところ、あるいは縁の薄かったところに大きな災害が発生をしたと、こういうことが言えると思います。今議会の補正予算の審議のとき市長も言っておられましたけれども、新潟県では土石流危険区域を指定し、大雨のときにはその注意が必要である、市と連名で看板を立ててありました。注意を促してあるわけでありまして。まさにそのところが我が集落ではことごとく土石流の被害に遭ってしまいました。市内各地同じことが言えるのではないのでしょうか。

ですが、そこに住んでいる住民としては、先ほども話がありましたように「まさかこの沢が」「この浅い沢が」こういう考えがなかった、気持ちが悪かったわけではありません。市からは日ごろからどういう備えをしておけばよいか。なかなかわからないわけでありまして、ただただ土嚢を積む、あるいは夜明けを待つ、小雨になるのを待つ、これしかなかったわけでありまして。

今回の災害に対して市は素早い対応をしていただきました。本当に私は評価するところでありますが、災害の防止やあるいは喫緊を要する復旧作業、これにつきましては行政区長さんにその判断を任せ、発注をさせたということでありまして。本当に的確なスピーディな判断だと感謝をするところであります。

今回の水害では施政方針によりますれば、新潟県や南魚沼市が管理する土木施設だけでも現時点で復旧事業費が約82億円見込まれると報告をされておりますし、農業用施設や農地のこの復旧費だけで70億円もの金額が見込まれているわけでありまして。当初この災害の被災地を回ってみて口々に言われたことは、今後この地でいったい農業をしていけるかどうか。農業が再開できるかという不安の声でありました。特に災害が多かった山地、山間地、沢地これらの未整理の田畑であります。ここに被害が多い、被害が集中をしておりました。土砂の堆積あるいは耕土の流出等々であります。

先般、全員協議会の中で市長は農地の復旧は全て公費負担でやる、このように発言されま

した。そして作付けが来年に間に合うように行う。この発言に私たちは意を強くしているわけであります。そこで、今回の水害での中小河川の氾濫の一因、原因の一つに私は流木やごみが橋につかえた。橋につかえてこの氾濫も多かったのではないかというふうに考えます。以前から度々指摘をされておったわけでありますが、森林の手入れや管理、あるいは植林の仕方、これにも一因があるということであります。

先般台風12号が紀伊半島を中心として襲いました。大変な豪雨だったわけであります。このときに土砂崩れを起こした場所も、あるいは山抜けをした場所もやはり針葉樹林の林が多かった。広葉樹の林に比較して保水力やあるいは粘り、総合して治山力と言うのでありましょか。あるいは災害から守る森林の力と言うのでありましょか。こういう意味からも問題を指摘する論調もあります。今後災害の防止の意味からこの植林の在り方、あるいは山の手入れの在り方、これらも考えていかななくてはならない。このように思いますけれども、いかががお考えでございましょか。

次に一つ気にかかることがあります。先ほど申し上げましたように、沢地や未整備地の被害が非常に多いということであります。恐らく災害復旧は原形復旧が原則だと思うわけでありますが、難しいことでありましょけれども、今後のことを考えた上で小規模でも耕地整理やあるいは農地の集積等は可能であるか。このような方策は考えられることであるかお伺いをいたします。

そして原形復旧というのが基本だと思うのですけれども、今後同じような災害が起こらないようにするには、やはりよりよい改良といいましょか、またそれを施さないと同じところで同じような災害が起きてしまう、このことが考えられます。一昔前と違いまして、降雪あるいは降雨、一時期にまとまって降るとというのが最近の例であります。降雨にもメリハリがつくというのでしょうか。まとまって一時期に集中をしてしまう、そういう傾向が多くなったように感じます。それだけ災害の起こる危険が増してくる、こういうふうに思うわけですが、一歩進めてより安全で予防するこういう観点での復旧はいかがでございましょか。

2 特別支援学校を市立で設置するについて

次に特別支援学校を市立で設置をするということについておたずねをいたします。市長の施政方針によれば、市では25年4月の開校を目指して事を進めていく。今回の定例会で(「25年」の声あり)失礼25年4月。25年4月の開校を目指して事を進めていこうとしています。今回の補正で関連をする実施設計委託費が予算化をされました。先般の6月定例会において計画をしておった旧西五十沢小学校を小出養護学校の分校として利用するという話から、コパル精密の進出ということになりました。議会も全会一致で同意をしたわけであります。今不足をしている特別支援学校、特に高等科の不足は顕著であります。深刻な状況であると思います。

私は市立で特別の支援学校を建設をしていくということは時代の要請に応える。また、保護者にとっては大きな朗報であるというふうに期待をしているわけでありますし、私も大きな期待をしているところであります。障がいのある子どもたちを社会全体で見守って、そし

て社会を照らす光そのものになるという視点で市としてはどこまでこの取り組みを進めていくのか。私は今までなかった学校を、特別支援学校を市立で運営していく、このことはそれなりに大きな覚悟と気構えを持っていかなければならないというふうに思っています。

そこで、次に掲げる事柄についてお聞きをしたいと思えます。まず第一に、こんなことにはならないと思えますけれども確認のためにお伺いをいたしますが、特別支援学校を設置することによって、市としては子どもたちを新しくできるこの特別支援学校になるべくまとめようとしていくのか。それとも今までにあるように普通学級、特別支援学級、特別支援学校という三つの選択肢を用意して保護者や子どもたちの希望に応じていくのかということであります。

二つ目に小中高等部で何人の定員を想定しておるかということでもあります。そしてこの特別支援学校を市立で持つということはその教育環境、教育環境であります。つまり教室の数、とりわけ特別教室の数、あるいはトイレ、エレベーター、体育館、グラウンド、プール、そしてスクールバスもありましょうか、等々でありますけれども、どこまでどのように整備をしてこの特別支援学校の開校に当たるのか。

三つ目、当然高等部もあると考えておりますが、その卒業後が重要であります。卒業後の進路が重要であります。生徒の自立という面で市はどこまで関わっていくのか。高校を卒業した生徒さん、この地で暮らしていかなければならないわけではあります。どこまで関わっていくのかということでもあります。

四つ目、そもそもこの特別支援教育は地域の子どもたちは地域に学び、そして育て、これが基本であります。そしてこの地で暮らしていかなければならないわけではあります。今そのために必要な教育を行うということでもありますから、私は覚悟を持っていかなければならない、このように思います。今、特別支援教室は非常に不足状況であります。本来は県がこれを設置する、あるいは整備をするというのが私は本当はベターかと思いましたがけれども、今回市立の支援学校の設置ということでもあります。ということでもありますから、その意気込みをぜひ、教育長から語っていただきたい。以上で質問を終わります。

市長 牛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 新潟・福島豪雨災害の復旧に向けての対策は

豪雨災害の復旧に向けての対策ということではあります。議員ちょっとおっしゃっていたように、まさに針葉樹が戦後の杉、いわゆる用材としての杉を植えたということが、ここに大きく影響をしたということは私は否めない事実だと思っております。もう何年も前から山の沢水が非常に少なくなっている。これはもうまさに広葉樹が少なくなるとして針葉樹が多くなったというそのあかしでありまして、もう大分前からこのことは警鐘を鳴らされていたわけなのです。そういう面で水源かん養あるいは保水という意味で。

今回のこの土砂山腹崩壊、土砂崩れ、本当に杉が多かったです。本当に杉が圧倒的に多かったものですから、やはりその杉の生態といいいますか、根を横に張らないで中に張っていくというそういう部分もあってのことかと思えますけれども、これはやはり考えていかなければ

ばならないことだと思っております。

そういうことを前提にちょっと申し上げますけれども、今回の災害の特徴これも議員おっしゃっていただきましたように、大河川が大きな氾濫をしてということではなかった。非常に危険水域まではいきましたけれども、魚野川が氾濫をして周囲に全部溢水したということではなかったわけでありまして、宇田沢川もあるいは三国川も。登川が下流部で両岸決壊ということはありませんけれども、大河川による大きな被害というのは本当に最小にとどめられたわけでありまして。

その分この山腹崩壊あるいは沢、小河川これが大氾濫をしたわけでありまして、本当に今までにない水害・災害だと思っております。今までも流木が橋あるいは暗渠等につかえてそこから溢水をしてということは若干はありましたけれども、今回ほどのことは本当になかったわけでありまして、土砂の量だけでもこれはもう天文学的数字に上がるというくらいですから、まあまあ想像もできなかったということでありまして。

原因はやはり山この雑木の手入れがなされていなかったということも大きくあると思えます。昔は柴刈りがありまして、大体春山があって、春にはある程度の薪になるような部分を全部刈って、そして新しい芽が出てとそういうことで山は非常に守られていたわけでありまして、冒頭触れましたように杉林が多くなったということも災害を拡大した一つの原因だと思っております。

ただ、それだけででは言い表せるかと言いますとそういうことではない、まさに未曾有の大きな、大量の雨が降ったということでありまして。我々のところが日本中で一番かと思ったら、もう紀伊半島の方はそれをはるかに超えるまた雨ということでありましたので、大変な状況でありますけれども、そういう大きな自然の力もこの中に当然働いたものだと思っております。

植林関係は今現在やはり相当縮小傾向にあります。ご存じのように杉が用材としてなかなか流通しないということで流通しないのではありませんけれども、用材として出しても元が取れないということでありまして。そういうことで間伐、あるいは保育の方に大体力が入っているということでありまして、個人所有の杉林、これにつきましてはなかなか補助等も含めながら森林組合でも働きかけておりますけれども、手入れや用材の利用が進んでいないという現状もあるところであります。国の方もこういう地域資源を活用した新事業の創出あるいは地域の農林水産物の利用促進に関する6次化産業法、これを制定してこの利用促進を働きかけているところでありますが、なかなか簡単にいきません。

県・市でもこれもご承知だと思いますけれども、県は「ふるさと越後の家づくり事業」あるいは南魚沼市は今年から「南魚沼の木で家づくり事業」これらも始めましたし、ペレットストーブの導入補助などをやっているわけですが、なかなかこれも簡単にとんとんと進むかというところもそういうことでもありません。一番はやはり杉も含めた木材を搬出する運搬路、作業道路といえますかこういうことが非常に整っておりません。

これにつきましても木造の公共施設整備等も含めて、路網整備ということも促進はしてい

るわけですが、これもなかなかやはり進みませんので、市の方としてはやはり本当に作業道程度で林道などという立派なものでなくて結構ですから、作業道程度のものを開削しながら用材の搬出に何とか道を開いていきたいという思いであります。できれば来年度からその事業にちょっと取り組みたい。ただ、これは用地買収をしるとか、物件補償をしるとかということが絡みますと非常に困難になりますので、ある意味そういうことは一切なしに工事だけを、車が通れるあるいはクレーン車が入れるというような路網を市の方で整備をしていくということに限定をしてちょっと取り組んでみたいとは思っております。

そこで、耕地整理等が可能かということでもあります。これは現実に塩沢の吉里地域に行ったときに2件ほどそういうお話ありました。1件はこれは既に計画が策定をされて、段階に入って補助金等の計画費等も付いておりましたので、これはそれを前提にした復旧作業。ですから、区画整理をしながら復旧していくということが可能だと思っておりますが、まだ話があっただけで実際取り組んでいないという部分については、非常にこれは難しいことでもあります。ただ、個人の方が2枚、3枚の棚田程度のものをこの際だから1枚にしたいとかということは、それはもう臨機応変にやっていかなければならないと思っておりますが、個々の対応でそれが全部やれるかどうかということはちょっとここで申し上げられませんが、現場、現場でこれは判断していかなければならない。

例えばそれをするにはある程度余計なお金がかかる。それはでは個人が負担をして、いわゆるアロケーションという事業でありますけれどもそれが可能か否か。例えば原形復旧するよりもそうした方が費用的に安く済むから、それでやってしまうという方法もないばかりではありません。その辺は箇所、現場等に応じて極力柔軟に対応できればと思っておりますが、査定官の問題もございますのでこれが何て言われるかちょっとわかりませんが、希望がある方はそういうお話だけはしていただきたいと思っております。

さてそこで、これから沢や小河川、河川と言えないような河川でありますけれども、そういうことの土砂の流出防止。今災害を受けた箇所についてはこれだけの土砂が出た。では、それだけの土砂が出たときにこういう堰堤をそこに設置をすれば、きちんと防災ができるということは念頭に置いてやるわけでありまして。今まで堰堤がなくても、そこに堰堤を築かなければまた同じような災害が起きるという場合はそういうことをやります。

今現在あったものが被災をしたというのは、これはもう申し訳ございませんけれども原形復旧ということが原則でありますので、そこに改良を加えるか否かは、例えば治山事業の中でそこに新たに流路溝を加えるとか、これも県であれば県の方でそういう事業と災害事業を組み合わせるといったことは可能でありますから、さっき言いましたアロケーション事業ですね、こういうことを含めて対応していくものだと思っております。

現に滝谷のところでは、もう堰堤を築堤するだけでは下流の水の処理ができない。下流には全く水路はないわけなのですけれども、流路溝をきちんと整備しなければならないだろうということで取り組むところもありますので、それもこれもやはり現場、現場での対応になりますから一概にどうということは申し上げられませんが、そういうことで予防も含

めてやれるところはやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2 特別支援学校を市立で設置するについて

2 番目の支援学校、特別支援学校については教育長に答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

教 育 長 2 特別支援学校を市立で設置するについて

2 点目の特別支援学校を市立で設置することについての質問に対しての答弁を申し上げます。ご指摘にありましたように、私どもも当初におきましてはこの特別支援学校については当然新潟県が整備してくださるものだと、こういうふうに思い込んでおったわけです。22年の9月でありましたが関係4団体からこの設置の要望を受けまして、新潟県教委といろいろ協議をする中で、前例からいっても県で施設を整備するということは非常に難しいということに直面いたしました。

したがって、どうせ市でそれなりのお金をかけて学校を作るのであれば、そのあと県にそっくりお願い 何ていいますか、寄付して運営をお願いするよりも、市で運営した方がほかの小学校、中学校との連携、あるいはそこで指導している教員の研修の場所等々として、やはり市立の方がメリットが大きいと。こういうことになりまして、まず市立ということで決定を見た経過がございます。

それから場所等につきましても、早い段階から県の特別支援教育の担当の皆さんと協議をしたり指導をいただいたりしてまいりましたが、場所はできるだけ街の中がいいとこういうことでもございました。当初におきましては小出にあります特別支援学校と同じような内容のものを作るかなというふうな漠然とした思いでありました。が、これも県の担当の皆さんといろいろ話をする中で、対象となる子どもたちの状態も千差万別でありますから、同じようなものをするということではなくて、全く新しい特色を発揮していただいた方が地域、子どもたちや保護者の皆さんの選択肢が広がっていいのではないかと、こういうことに思い至りまして、現在の計画になったということでもあります。

そこでご質問の点について答弁をしたいと思えます。まず1点目でありましたが、特別支援学校を設置することによって、特別支援学級を統合するというふうな考えではないだろうなというふうにご指摘であります。全くそのとおりであります。現状でも小学校におきまして13校で20学級、中学校4校で7学級という特別支援学級を持っておりますが、まだまだこの特別支援学級については充実させていく必要があると、このように思っております。就学指導を充実する中で必要な指導が受けられる、そういう体制を進めていきたいと、このように思っております。

第2点目であります。この市立の特別支援学校の教育環境をどこまで整備するかということですが、今はっきりしていることはまずエレベーターを付けます。そして階段の改良をしなければならない。構造上問題がなければ廊下の拡幅も考えたい。校舎内のバリアフリー化等々はこれはやるということでもあります。そして敷地が限られておりますので新し

い体育館はちょっと難しい。今現在、訓練校の2階にあります体育館といいますが、今現在は木工の準備室みたいな形で使われていますがここが天井が高いものですから、ステージを少し後ろに移動させる等々をして小体育館は確保したい。それから今現在の駐車場の中に水に親しめる小プール、とても25メートルというふうなプールは作れませんけれども、夏、水と親しめる、そういうプールはセットしたいというふうに思っておりますし、緑地につきましてもできる限りの確保をしていきたいと、このように思っております。

ただ、このあと建物の改造についての設計者が決まりましたならば、この設計者とそれから保護者の代表、指導している教員の代表、こういった人も含めながら具体的な改良といいますが、改善といいますが、その内容については十分詰めていきたいと、このように思っております。

グラウンド、プールであります、車椅子対応のバスを1台確保して、グラウンドについては今現状では塩沢公民館のグラウンド、プールについては基本的にはディスポートということで使用したいと思っております。先般、試みに運行してみましたが、バスでグラウンドまで5分、プールまで7分。車椅子での乗降に若干の時間がかかると思いますので、もう少し移動時間は必要でしょうけれども、そうやっているいろいろな場所に出向いていくということも子どもたちの成長の段階でいいのではないかなと、このように思っているところであります。

それからであります、学校規模であります、当面は小学部、中学部、高等部あわせて15学級程度。最大時で19学級まで対応できるそういう学校にしていきたいと思っております。

最初に申し上げたことと一部重複いたしますけれども、私どもはここでは職業訓練といいますが、訓練という言葉が妥当かどうかは別としまして、職業教育といいますがそういったことに大きな特徴を出していきたいと思っております。このことに賛同していただける方々からは、特に市内に限定しないで例えば隣接の魚沼市内の方であっても受け入れをしたいと思っておりますし、逆に言いますと私どもの市立でこの学校を作った後であっても、この学校よりも小出の特別支援学校の方がいいのだという方々にはそちらを選んでいただける。そういうふうな選択肢を拡大するというので進めていきたいとこのように思っております。

3点目であります、高等部卒業後のことでもありますけれども、今現在の段階から福祉保健部、産業振興部それからその他市内にありますもろもろのいろいろな関係する団体の皆さんと相談しながら進めておりますが、卒業後の就労、社会参加これをとにかく目指したいということでもあります。そのための教育課程を特別に編成していきたいと思っておりますし、隣接する職業訓練校の活用についても、私どもがまさに活用したいということでもありますし、職業能力開発協会の皆さんからも、このことを自分たちの取り組みの特色として出していきたいと、こういうふうなありがたい声もいただいておりますので、企業ニーズに応じた就労を目指した教育課程を編成していきたい。それができるのだということ今進めているところであります。

4点目であります、議員ご指摘のとおり、地域の子どもを地域で育てるということを基本に進めていきたいと思っております。そのためには特別支援学校、従来の特別支援学校という限られた場所の中で大半を生活するのではなく、さっきの話にも触れますが、積極的に外へ出て地域の住民、市民とも触れ合い、そして市民の皆さんにもこの特別支援学校の子どもたちの様子を理解していただくということも併せて取り組みながら、最終的には就労支援という形に持っていきたいものだなと、こんなふうに考えております。答弁漏れがもしありましたらまた指摘をいただきたいと思っております。

牛木芳雄君　それでは再質問をさせていただきます。

1 新潟・福島豪雨災害の復旧に向けての対策は

まず1点目の水害関係であります。いろいろ市の方も取り組んでいただいて大変ありがたいわけですし、先ほど市長が答弁の中で、個人の何枚かの田んぼを寄せて集めて大きくするのはやぶさかではない。個人のものについては臨機応変にやるということですので、その辺を知らしめた中で、説明をした中でぜひとも取り組んでいただきたい、このように思っております。例えば機械の行きづらい沢の中の分場とか、そういうところも大変やられているわけですね。そういうところは来年いち早く水が必要になるわけですし、幾つも、幾つも何箇所もあると思っておりますので、なるべく早くお願いをしたいというふうに思っております。

2 特別支援学校を市立で設置するについて

さて、教育問題、特別支援学校であります。実は昨日の新聞、新潟日報ですが、南魚沼市に特別支援学校ということで記事が出ました。まさに私が通告をした内容の答弁であるかのような記事が出たわけでありまして。今は定例会の最中でありまして、市長は施政方針の中でわずか4～5行でこの特別支援学校について触れております。平成25年4月に開校したいのだということと、それに伴う実施設計の補正予算を出した、このこと2点について施政方針であげているわけです。

総務文教委員会にもこの特別支援学校については全く触れていませんでした。今議会についてもこれだけ新聞報道で出るのであれば、私はもう少し丁寧に議会に詳細についてお知らせしても良かったのではないかなというふうに思っております。こういう具体的な内容が出るということは、新聞社が取材に基づいて書いたのか、あるいは市の方で情報提供をしたのか。記者会見をしたのかわかりませんが、もう少し早く我々にもきちんとした詳しい情報を教えていただければ良かったなというふうに思っております。それをまず最初に話をしておきたいと思っております。

それから25年4月に開校というふうになってはいますが、この25年4月に開校というのはきちんと確約をできる見通しなのか、まずお願いをしたい。

それから私は壇上で、市が市立で学校を持つということは、学校を持つということはそれなりの大きな覚悟がいるのだというふうなそのお話をさせていただきました。例えば今市内のあちこちで学校の統合の話が出ております。長い時間をかけて保護者、あるいは地域の皆さんと話をしながら統合をしたり、あるいは私もかつて経験がありますけれども学校の分離

という問題がありましたね。六日町小学校を北辰と六小に分離をする。非常に大きなエネルギーを使いながら行政としても取り組んだ。

今回のこの特別支援学校の市立で作るということは、私はいいのですよ。いいことで期待をしているのですが、本当にきちんと地域の皆さんやあるいは保護者の皆さん方と納得をいくまで話をした中で、そういうお互いに汗をかきながらまとめていった結果であるかどうか。私は学校を作る、あるいは統合する、非常に大きなエネルギーがいるにも関わらずちょっと性急過ぎたのではないかというふうな気がしてなりません。

例えば先ほど申し上げましたけれども、6月定例会である候補地から違う今回のこの場所に移った。非常に短い時間の中で移ったわけですからそういうこともありますので、私はきちんと親御さんやあるいは地域の皆さんに説明を申し上げ、納得した上であの場所に開校するというにいったらいいなというふうに思っています。お聞かせください。

定員のことについては新聞に載っておりました。多分このとおりだろうというふうに思っています。学校の整備であります、エレベーター、階段、廊下、バリアフリー化、これは当たり前のことですね。問題は体育館、グラウンドになると思うのです。

先般の6月議会の定例会でコパル精密に西五十沢小学校を無償提供するという下段のところ、21番議員のグラウンドや体育館はどうだという質問に対して、教育長の答弁で県はこう言っているのです。いわゆる体育館とかグラウンドについては基準がないから、どうしてもそこになければならないということではない、というふうに教育長が答弁をしている。学校でありますから本来は健全者が通う体育館やグラウンドがあって然るべき。しかし、大体県も悪いです。グラウンドがなくても、体育館がなくてもいいなどと言うのは、大体これは本来は間違っていると私は思うのです。

それをいいことにといいますか、教育長もそういう答弁をしました。果たしてそこにグラウンドは可能か、なかなか可能ではない。しからばリフト付きのマイクロバスを購入して送り迎えをする。今、教育長はそういうプールはあそこを使うのだ、グラウンドはここを使うのだ。それは生徒たちがいろいろな方面に出ていくきっかけになって、積極的に外へ出るなどというふうにいい言葉を使っていますけれども、考えてみればないから仕方なくてそういうところに行かざるを得ない、そういうことになりませんか。私はそういうふうに思っているのです。

ともすると今まではこういう施設、あるいは福祉施設というのは郊外にありました。しかし、今回のあの場所は交通の便もいいし、市の中心部でもあるし、市街地でもあるし、私は場所は申し分ないというふうに思っています。ただ、学校としての体をなすような施設にしたい。そういうことに気持ちを込めてふんどしを締めなおしてかかっていたきたい。このように思っています。

それから高校を卒業した生徒はこの地でやはり暮らしていかなければならない。職業訓練校、職業と連携をしながら多分特色のある学校ということはそれを指して言っているのですが、私は非常にいいと思うのです。ただ、いいと思うのですが、それをやはり県の方が

らそういう皆さんを指導する教員の手配といえますか、あるいは就職をあっせんする就職担当の教諭、これも非常に不足しているようではありますが、これらをいかに確保していくか。それもやはり大きな市の、市の教育委員会としての私は力の見せ所だというふうに思っていますが、この点についてお願いをいたします。

もう1点。小出養護には南魚沼地域、湯沢町も含めて約半分の方々が通っているということですから、それだけ小出の方に大厄介になっているわけですが、南魚沼市に作る、できると、私は本当にいいことだと思っていまして、これについては敬意を表するわけでありまして、今、私が申し上げたことについてお答えをいただきたい。まず市長の方からお願いします。

市長 1 新潟・福島豪雨災害の復旧に向けての対策は

災害の方はご質問だったのででしょうか、どういうことでしょうか。答弁どおり個々の状況がそれぞれ違いますので、それに応じてできるところはそういうふうにやっていきたいと、そういうことですのでご希望の節は一つその旨だけお話をいただきたいということです。

先ほど言いましたように、個人負担がその上に乗っかってもうろうという、やはりある意味覚悟もあるのかということも一つの条件にはなるかと思えます。その点は何でもやるから全部申し込めという話でないようにひとつしていただきたいと思っております。

2 特別支援学校を市立で設置するについて

特別支援学校の方ですけれども、私がお答えするのは発表そのものは10日の日に保護者の皆さん方とある意味最終的な説明会が終わりまして、100パーセントということではないでしょうけれども、おおむねの了解が得られた。そういうことの中で、ちょうどそこに記者がおいででしたので、それが発表になったということでありましてわざわざ記者会見をしてとかそういうことではございません。

それから25年開校、これはもう間に合わせるということです。文科省の方にも既に一応この件についての補助事業採択についての下話は、こればかりではなくて、もし、西五十沢小学校になっても同じでしたけれども、市立でやるという部分についてはそういう方向性は伝えてございますので、これはもう大丈夫だろうと思っております。

あと、体育館とプールの件ですけれども、それは確かに用地もそこへはないということですが、逆に考えれば選択肢も増えたということでもあります。どうしてもそういう部分で、いや体育館が狭くて嫌だ、あるいはプールもそこまでいちいち専用のバスに乗って行くのも嫌だということであれば、それはどうしても皆さんそこへ行ってくれということではなく、選択肢は用意しますと。ですので、皆さん方でひとつそれぞれ判断をしながら、自分の子どもに合ったより良い学校を選んでいただきたいということが元の理念でありますので。

例えば西五十沢小学校に行ったとしても、いやとても遠くて嫌だとか、奥で嫌だとかとそういう方も出たかもわかりません。それはわかりませんが、今現在できることは全てやらせていただく。そして教育理念にもとることではないというふうに考えてはおります。あとは専門的な中で教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

教育長 2 特別支援学校を市立で設置するについて

答弁申し上げます。まず、なぜ25年4月ということになっているかということから最初に申し上げたいと思います。今あります小出特別養護学校の高等部の皆さんが非常に増えておりまして、25年4月段階で完全に教室が足りなくなると。こういうことがありまして、私どもももすれば25年4月開校に間に合わせたいということによってやりました。

総務文教委員会にも議会にも報告がなかったではないかというご指摘であります。この点についてはまことに申し訳ないことでありますが、当該施設を今現在利用管理しております職業能力開発協会の役員会が最終的に8月31日に開かれまして、ここで正式に同意をいただいたということの中で、当初の段階では8月31日ということもまだ決まっていなかったもので、私どもとしては職業能力開発協会にお願いはしておきましたけれども、そちらの方で正式に決定いただく前になかなか総文の委員会であっても説明ができなかったという状況であります。東日本の大震災後、議員ご指摘のように当初考えていた西五十沢小学校というものが使えなくなり、急きょ探したというふうなこともございまして、不手際があったということでございます。

それから保護者の皆さんとの話であります。7月25日に1回目をやりました。そして2回目を7月30日に予定していましたが、あの豪雨のためにこれを延期いたしました。結果的に間にお盆がはさまったりしまして、保護者との懇談会2回目が8月28日になったというふうなことも議会の皆さま方に説明する機会を失ったということの一つの理由であります。

9月10日にさっき市長が申しあげましたように、市としての基本方針が決まりましたので、保護者の皆さん方に説明会を行いました。この席に日報の記者もおいでいただきまして、議員もご覧いただいたあの記事になったということでもあります。それから指導に当たる教職員につきましては、これは県費負担教職員でありますので、この方面の指導にたけたそういう教職員を確保できる、あるいはこちらに配置していただくというふうに、これから県に対していろいろ要請をしてみたいと、このように思っておりますのでこの点については大丈夫だろうと、こういうふうに思っております。

グラウンド、プールの関係であります。確かになくていいという発想ではありません。ただ、現実問題といたしまして、国内でも通常の学校であってもグラウンドがすぐ側がない。プールがないという学校はあるわけでありまして、全部セットで持っていることはそれは理想でありますけれども。私どもは特別支援学校だからこれをいらないと思っているわけではありません。できることであれば側にこれらがあった方がいい、あるいは確保したいという願いはありますが、今すぐスタートしていく段階ではそれが確保できないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、車椅子対応のバスでいろいろ行くということにつきまして、先ほど具体例として塩沢公民館のグラウンド、ディスプレイということを申しあげましたが、そのほかの市立の小学校、中学校等々との交流というふうなこともやりたいと思っておりますし、地域見学とかそういったことにもこのバスは積極的に活用していきたいと思っております。グラウンド、

プールを確保できない言い訳にバスをと言っているのではなくて、その点も全くないわけではありませんけれども、しかし、地域のことを幅広く見学したり、あるいは地域の皆さん、人たちと交流を進めるということということで、このバスは非常に役に立つと、こういうふうに考えているところであります。

牛木芳雄君 2 特別支援学校を市立で設置するについて

それで、先ほどの答弁の中で教育長は、新しい特色を発揮する学校にしたいと。先ほど職業訓練校と高校との連携というのもありましたけれども、ほかにどのような新しい特徴を持たせた学校にしたいのかお伺いをします。

市長、あれでしょうか。西五十沢小学校の計画していたのですが、それを民間企業に無償払下げをした。先般の議会でも話がありましたけれども、契約をする段階でまたなるべく市民の南魚沼市から雇用をお願いしたいというようなものも、契約の中で話をしたらどうかというような話がありました。例えばこう言っただけでは何ですが、あの企業が来ることによって出た 出たという言い方は失礼ですが、あそこに行ったわけです。そうすると例えばコパルさんも障がいを持った皆さんも、これは法律で決まっていますから、何パーセント、1.6パーセントでしょうか、雇用しなくてはならないとありますから、そういうところもやはり少し話をさせていただいて、そういう方々の就職先ということも考えていただければ、これはやはり企業としての社会的責任やあるいは企業イメージそういうところにも、あるいは南魚沼市のためにも私は三者が良くなるのだなというふうに思うのですが、これらも含めてお話をさせていただくということは可能でしょうか。

市長 2 特別支援学校を市立で設置するについて

今現在、10月から操業を開始する分については、これはちょっと専門的な分野といえますか、福島あるいは東京の方からおいでになる方が約40名、そして地元採用で10名くらいという予定をしています。ここに今その障がいをお持ちの皆さん方の採用枠というのはちょっと無理かと思えますけれども、新たにまたグラウンドに相当規模の施設を建設して、50人あるいは100人という状況が見えるわけです。当然ですけれども、コパルさんばかりに限りませんが特にこういう状況もあったわけですから、それはきちんとお話しして、お願いはしてまいりたいとは思っております。

ただ、仕事の内容そのものがちょっとまだ私どももごくつまびらかではありませんので、その辺はあれですけれども、議員おっしゃったように法定の率もございますので、その辺も含めて話はきちんとつないでいきたいと思っております。

議長 休憩とします。

(「まだ質問してあります。」の声あり)

議長 失礼しました。教育長。

教育長 2 特別支援学校を市立で設置するについて

私どもはこの学校の特色は、何と言ってもすぐ隣に職業訓練校がある。そしてそこでその訓練校が得意としています調理実習ですとか、木工の実習ですとか、それからパソコンの講

習です。こういったことを中等部あたりから少しずつですが、一度にといいわけにはいかないとはいえませんが、その子どもたちの発達段階に応じて、この特に三つの点について重点的な教育課程を組んで対応していきたい、このように考えております。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時ちょうどといたします。

(午前11時53分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

質問順位3番、議席番号17番。腰越 晃君。

腰越 晃君 議長より許可を受けましたので、質問をさせていただきます。午前中にくるかと思って朝のすがすがしい気分で行うと思っていたのですが、午後になってしまいました。ちょっとその辺が残念です。

市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

今回は市役所及び公共施設への国旗・市旗、南魚沼市の旗、これの掲揚についてということでお伺いをさせていただきます。去る7月21日、南魚沼市自衛隊協力会が開催されました。その折、私は市長に全国どこの自治体を見ても、もう多くの自治体が市旗あるいは国旗を掲揚している、そういう時代である。南魚沼市も国旗とあの素晴らしい南魚沼の旗を市役所に掲揚すべきではないかと申し上げましたら、市長は「よし、わかった」と。それは一般質問で行うという市長からのお言葉をいただきましたので、今回はこれ一本に絞って質問をさせていただきます。

まず日章旗の歴史でございますが、これについては私が言うまでもなく皆さんはご存じであると思います。日本という国が国家という体裁を整え始めた今から1,400年くらい前、大化の改新の頃であります。この頃から日本国を象徴するシンボルマークとして日の丸、太陽のマークが使われるようになりました。それ以降、多くの歴史の局面でこの日の丸は国を表す、あるいはその何ていいますか、ルーツを表す。各武家であれば各武家のルーツですね、こういったものを表す表象として使われてまいりました。

この日章旗が国旗に近い状態になったのは幕末のことです。万延元年、1860年日米修好通商条約の批准のためにアメリカに渡った咸臨丸が国旗として日章旗を掲揚しました。これは近代史の中では初めてオフィシャルな場面に日章旗が登場しということになったのではないかと考えております。さらに歴史は進みまして、1870年、明治3年、太政官布告 面倒な名前ですが、ここで御国旗として制定をされました。その後、実質的には国旗として取り扱われましたが、国旗としてそれを裏付ける法整備は行われませんでした。正式に日章旗を日本国旗として取り扱おうと、そういう法整備の案は出されましたが、いずれも成立することはありませんでした。

その後1945年、太平洋戦争後の終戦以降も日本国旗をどうしようか、そうした議論は何度もありました。その中で多くの対立があり、結局ようやく日章旗が日本国旗として法律

的に認められた。認めたのは1999年平成11年8月13日、国旗及び国歌に関する法律、これにより正式に国旗として認められました。

私の見解であります、これは話すと非常に長くなりますので簡単に言います。私は1,400年以上にわたる日本の長い歴史、これはある意味で日章旗とともにあった歴史だろうというように考えております。それほど日章旗というものは日本国、日本国民にとって重たいものであろうというように考えております。しかし、歴史の中には論争があったように、それぞれの方々の判断によるでしょうが、良いことも悪いことも誤ったこともあったかもしれません。しかし、すべからず各時代において為政者が、あるいは国で営む、国で生きる我々が望んだことは幸せな国であり、豊かな国であります。これは間違いありません。

そうしたことも考えて、今、日本国旗、日章旗を全て素直に受け入れ、未来を志向する考えに立つべきではないだろうか、そのように私は思っております。日章旗を日本国旗として素直に受け止め繰り返しますが、その重さと日本国に対する誇りを持ち、新たな時代の平和国家、日本としての国づくりを進めていくことが我々全ての国民に与えられた責任だろうというように考えております。

さて、現在南魚沼市では市役所をはじめ市の公共施設には、国旗も南魚沼市の旗、市旗も掲揚されていません。しかし、一步市外に出れば、多くの市役所、公共施設あるいは民間施設にも日章旗、あるいはその自治体を表す自治体の旗が掲揚されております。先月8月我々市政クラブは政務調査で岐阜県下呂市を訪問しました。下呂市の正面に日章旗と下呂市の市の旗が高く掲揚されておりました。それを見て私自身は非常にすがすがしい思いをしました。南魚沼市もこうなってほしいなというように率直に思いました。

また、例えば私たち市政クラブが訪問した三重県議会、これはご承知のように国内でもナンバーワンの屈指の議会改革を実施している地方議会であります。この三重県議会においても日章旗はちゃんと掲揚されておりました。議会における日章旗やあるいは自治体の旗の掲揚は今全国ではかなりの早いスピードで進んでおります。議会においては議会で決議し掲揚を進めていくと、そういう方向性も取られております。

今定例会に会派、歩む会が本議場に国旗と市旗を掲揚すべしとする決議を提案することですが、我々会派市政クラブは6名全員これを支持し賛成する方向であります。間もなく本議場にも日章旗と南魚沼市の市の旗が掲揚されると考えております。当然のことですが、南魚沼市、これは日本国を構成するあえて自治体とは言いません、地方公共団体であります。この地方公共団体である南魚沼市が、その施設に日章旗及び市の旗を掲揚することは当然のことであると考えますが、市長の考えをお伺いいたします。1回目の質問しか用意していないので2回目はやりません。よろしくお伺いいたします。

市長 市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

腰越議員の質問にお答え申し上げます。なかなかの崇高なお考えを述べていただきまして、感銘を深めたところであります。建国以来といいいますか、日本が誕生して以来と言った方がいいのでしょうか。「日の出る」国ということの中から当然この国旗が、今の日章旗が国旗的

に扱われてきて、議員先ほどおっしゃったように、ようやく国旗、国歌、法律の中で定められたということでもあります。

さて、市の施設における現状をまず申し上げますと、祝日には本庁舎、塩沢庁舎の玄関先に国旗を掲揚しております。今他の施設では掲揚していません。ということはこの国旗とか市旗の掲揚について市の施設において定めた項目、条例も含めてないわけでありまして、大体合併前からの習慣によって掲揚しているというのが現状であります。掲揚しているということですよ。

国旗につきましては議員おっしゃったように、いずれの国においてもその国を象徴するものであります。大切に当然扱われなければなりませんし、他国の国旗についても当然ですがこれは尊重していかなければならない。先ほど議員おっしゃったように、「国旗・国歌に関する法律」この中では国旗が日章旗、国歌は君が代とこれを定めてありますが、その掲揚、斉唱について義務を課してはいないということでもあります。ですから、国旗に対しますその尊重や愛着、これは理想的な言い方ではありますが、強制をするものではなくて、国民あるいは市民一人一人がその思いを深めていくということだと思っております。

今、公共施設に対しましての、市旗は別にいたしまして、市旗はこれはもう異論があるはずもありませんので今掲げていないのは単に枚数が足りないだけというくらいですから、これはもうやればすぐできるということですから市旗についてはここでは省きますが、国旗につきましては、やはり全国的にはいろいろ議論がある。県内で最近、これはいつだったですか、去年、おとしですか、昨年5月定例会においてこの発議がなされたところではありますが否決をされております、議会では。長岡市は新しくできる、アオーレ長岡ですかこの議場に国旗を掲揚することについては議会の中で議論がございまして、やはり採決の結果、賛成多数でこれは掲揚するという形出ております。

冒頭申し上げましたように、決して強制するものではないということでもありますので、議会の皆さん方をはじめとして、それぞれの皆さん方がそれぞれ議論を深めていただいて、強制的に国旗を掲揚するとか国歌を斉唱させるとかという形でなくて、やはり日本国民であればおのずからその国旗に敬意を表するというのは一般的には当たり前のことですから、そういう形で行われていく方が望ましい。

いつも言われますけれども、オリンピックあるいはその他の競技こういう中で日本の国旗が掲げられる。これについて異論を挟む方は確かいらっしやらないわけでもあります。みんな、特に金メダルあるいは優勝という部分になりますと、一番真ん中の高いところに日本国旗が掲揚されて、それに皆感激をするわけですから、そういう純真な気持ちでこの国旗というものを見ていただければおのずと方向性は私は出てくると思っております。今現在そういう議論が、議論といいますか考え方の違いのある中で強制的にこれを掲揚していこうと、あるいは国歌を斉唱していこうということは避けた方が摩擦が少ないのだろうと。このごろ余り摩擦を好みませんので。歳をとったか丸くなったかは別にいたしまして、そういうことの方が望ましいだろうという思いであります。

ですので、今例えば市が条例あるいは規則等を設けて、全ての市の公共施設に国旗あるいは市旗 市旗は別にいたしまして国旗を掲揚しておくということについては、まだ判断するには早いという思いであります。議会の皆さん方がこの議場についてどういう取り扱いをなされるか、これらも一つの試金石でありましようので、そういう結果も見ながら考えるべきときには考えていきたいと思っておりますけれども、現在の私の思いはただいま申し上げたとおりでございます。再質問がないということで安心しておりますが、よろしく願い申し上げます。

腰越 晃君 市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

ふだん考えている市長のお考えとはこういう答弁がくるとは私は全く予想していなかったというところがあります。それはあれです、強制されるものではない、義務付けられるものではないというそういうとらえ方をしているというところですね。最初に申し上げましたが、やはり自治体であるとかあるいは国家機関。国家機関、自治体いわゆるそういう機関ですね、また当然我々議員これは自由な思想に基づいているのでしょうが、普通に考えればこうした議員。要するに国や国民の、国を動かし国民を引っ張るリーダー的存在というのはやはりきちんと方向付けをしなければならない、そう思っています。

それは義務とか強制とかという問題ではありません。そういうふうな意識を持つこと自体が私は間違っていると思っております。国家機関であるなら当然国旗は掲揚すべきであるし、その一部である地方の行政機関であれば同様に掲揚すべきであると思っております。こう言ってしまうればそれは強制ではないか、義務付けではないか、すぐこういった反論が出てきます。でもそれは違うと思えます。

いろいろと言っても今の答弁が多分全てであろうと思っておりますので、これ以上は申し上げませんが、一言だけ言っておきます。そうした為政者といいますか、きちんとリーダーシップを本来取るべき方々が取ってこなかった。そうしたことが今日の非常に何ていいますか、荒廃した今の日本になっているのではないかなと思っております。

一例を挙げれば憲法9条の問題もそうであります。建前と本音が違う。いや、憲法の条文にはそう書いてあるけれども、現実には国の自衛権はあるのだと。あれほどしっかりした軍事力を持つ自衛隊を持ちながら、憲法9条2項の改正にも全く手を付けない。これははっきり申し上げて権力にある、政府を動かす責任ある立場の者の怠慢であると思っております。そういう曖昧な姿勢が、いや、それは法律上の問題であって、憲法の問題であって現実には違うのだと、そういう二重スタンダードを作り上げていく。そういうものが今のような曖昧なさまざまな問題がある国家になっているのだというように思っております。

国家の日の丸である、日章旗である。どこにこれを恥じることがあるのでしょうか。どこにこれ問題があるのでしょうか。どうして強制だとか義務付けだとかという言葉が出てくるのでしょうか。ちょっとなかなか頭がかかかってしまてまともでないのですが、一言言わせていただきました。もし、思うことがあればお願いいたします。

市長 市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

冒頭申し上げましたように、国旗に対する敬愛の念とか尊敬の念とか、このことは全く揺るぎがあるものではございません。しかし、今、特に、特にですけれども教育現場の中でもいろいろ軋轢を生じているところでありまして、この問題がまた寝た子を起こすとは言いませんけれども、そういうことの中で違う方向で議論されることは私はやはり避けるべきだという思いであります。

個人であればこれはもう 議員は個人でないからなおさらやれということでしょうけれども、全く例えば一つの会社であるとかこれはこれで結構なのですけれども、やはり6万2,000市民それぞれ若干ずつ違ったご意見をお持ちの方もいらっしゃるようでありますから、これは全部議論がかわくまでとなれば、もう百年河清を俟つということですからそういうことではありませんけれども、やはりもう少し議論を収れんさせなければならない。いわゆる戦争、第二次世界大戦を含めたその戦争犯罪というかですね、そういうことの象徴として国旗が、あるいは国家が扱われてきたということ自体が本来は間違いなのですけれども、そういう議論もまだ一部には残っている中で、私としてはそういうふうに答えさせていただきたいということでありませう。

全く思いは同じだということはお理解いただいて、そのうちに市旗が何かでちょっとお茶を濁すということではありませんけれども、うっぴんを晴らされるかどうかそれはわかりません。ただ、さっき触れましたように祝日とかそういうときには、本庁舎については、あるいは今塩沢庁舎でもきちんと国旗を掲揚して、そういうことをきちんと祝うときは祝うということでありませうし、例えば成人式等にも国旗はきちんと掲揚しているわけでありませう。そういうことの中ではそう何ていいますか、国旗、いわゆる日の丸ということに対しての抵抗感というのは相当薄れてきているという思いはあります。

思いはありますが、まださっき触れましたように、小学校や中学校やあるいは高校の教育現場の中でいろいろ裁判にまでなっているとかそういう現状を考えれば、もう少し自重、穏忍をしている方がいいのかなと、そういう思いでもあります。国があつて、県があつて、市町村がある。あるいは市町村があつて、県があつて、国がある。それはどちらでも結構ですけれども、思いは一つということはお間違いのないことだと思っております。議員のご高説は十分胸の中に置きながら今後の行動に移していきたいと思っております。

腰越 晃君 市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

1回で止めるつもりだったのが3回目になりました。一問一答でいってよかったなと思っております。教育現場と今市長はおっしゃいました。教育に支障があるということをおっしゃりたいということなのだと思います。では、そうなってくると結局、日章旗を国旗とすることに反対する力、勢力、団体ということになると、いわゆる教職員労働組合、日教組ということになるかと思っております。では・・・

一部のそうした教師、教員組合が主張するからと、そのように市長は先ほど答弁で言いましたが、世論調査、これはテレビ朝日が行った世論調査ですが、日章旗を国旗とすることに反対であるという意見は10パーセント未満であります。では、国旗であることに賛成であ

る、国旗とはどうあるべきか、国旗とは本来国にとってどういうものであり、国民は国旗をどのように取り扱うのかということについてなかなか議論が進んでいかない。そのことを残念に思っています。

一方ではそうした国旗はいわゆる日本の侵略戦争の一つのシンボルであったと、そのように言う人もいるでしょうし、また一方ではさらに右寄りといいますか、非常に右寄りの思想を持っている方々もいらっしゃいます。そうした右対左の戦争ではなくてもっと冷静に具体的に、最初の質問でも申し上げましたけれども、歴史が持っている国旗の重さというものをきちんと把握してこれを大事にしていこうと。あの白地に赤い丸は日本国民が一つになって、世界に対して平和な世界づくりを目指していくのだと、長い歴史を経た中で我々日本国民はそのように行動するのだと、そういうものだろうと私は思っております。

どうしてそういうような理論が出てこないのかなと、残念に思っています。やはり国家機関であるとか、あるいはさまざまなそうした公的な機関がしっかりと、この国旗・国歌の法律には2条しかありませんけれども、しっかりと認識を持って、それを国民に示して日本国をリードしていくべきであろうと思うのですが、どうも市長の答弁にはそうしたリーダーシップを感じるものがありませんでした。以上で質問を終わります。

議 長 休憩とします。

(午後1時25分)

議 長 休憩を閉じて会議を続行いたします。

(午後1時26分)

市 長 市役所及び公共施設への国旗・市旗の掲揚について

この国旗につきましても議員おっしゃったようにそういう歴史があるわけです。一時期これを悪用したということではありませんけれども、侵略戦争の象徴としてとられた、いわゆる見られたということです。そういう歴史があって、そしてその後、戦後、今度はそれをまた過度に強調する部分があって、国旗はとにかく侵略戦争のいわゆる象徴だと。そういうことの議論が非常に起きまして、ようやく相当の収束はしつつありますけれども、今ここにあるわけです。そういう歴史もあると。ですから、単に他の国と比較をして一挙に国旗という部分をこの公の場での掲揚等を求めてもそれはなかなか難しいということをお願いまでであります。

私の信念は変わっていませんけれども、そういうことですからもう少しやはり議論をすべきだろうと。そういうことです。国旗として認めないということは誰も言っていないと思うのです。10パーセントありましたか、私はその調査を見ていませんけれども。国旗として認めないということになれば論外ですけども、国旗として認めてはいるけれども侵略戦争をまたほうふつさせるようなとか、そういう部分がまだまだ根強く残っているという感じが私はしているわけで、そういうことではないということをお願いと我々がまさに議員おっしゃったように責任を持って後世に伝えていかなければならないわけです。今はまだその流布活動という段階だと思っておりますので、いずれ晴れて6万数千の市民の皆さんが皆そうだ

というくらいの時期が一日も早く来ることを、そのための努力は一生懸命させていただきます。ご理解をいただきたいと思っております。

議長 質問順位4番、議席番号4番・塩谷寿雄君。

塩谷寿雄君 議長の発言許可が出ましたので一般質問に入らせていただきます。その前に前者が再質問しないと言ったので、すぐ自分の番が来るのではないかなと思ったのですが、結構長くしていただき心が落ち着きました。ありがとうございました。

それと質問の前に、昨日で震災から半年経つわけです。県内にも6,000数百人という福島県からの避難者がいます。本当にいまだ収まらない原発問題。まだまだ見えぬ原発問題ですが、またそういった対応を我が市でもやっていかなければならないのかなと思います。それと7月の本当に水害がありました。そこでは8月の1日、3日、4日ですか、長島忠美衆議院議員に入ってください、国の方で早い対応をしていただきました。また、市長からは8月6日、7日と市内をきめ細かく回っていただき、市民の方はすごく心強い言葉を市長からいただいたのだなと思います。本当にその点では敬意を表します。

1 県立塩沢商工高校に土木科の設置を

一般質問に入らせていただきます。一番目ですけれども、県立塩沢商工高校に土木科の設置をということです。我が市では本当に土建業、企業が多い地域だと思っております。当地における土木技術者の必要性は高いと考えます。地域内で人材育成を図っていくため、県立塩沢商工に土木科の設置を要望していく必要性が私はあると思います。昨日、新潟工業の方に行き土木科を担当している教師とまた副校長の方が勉強させてくださいました。本当に目的を持って勉強している子たちが多いということで、技能試験とかにも受かり、その子たちにとっても早い段階での給料アップにつながったり、また受け手としてもそういった幹部候補生というものもすごく必要だと思います。そこで、市長にはこのことをぜひ県に訴えていただきたい。そういうふうに思いますがいかがお考えですか。お答えをお願いします。

2 障がい者日中一時支援事業の拡充について

2番目の障がい者日中一時支援事業の拡充についてです。現在まきはたの里で障がい者日中一時支援が実施されているが、支援者の通っている方の要望数が大体24件くらいあるようなのですが、実際一日対応できる人数が10人くらいということで、非常にまだまだニーズがいっぱいいるという中で狭い施設、またそういうことでやっているみたいでもっと拡充して、もっと市内にそういった場所ができるのか。また、やっていくに当たり、合算とかそういう障がい者を持っている施設というのは、まきはたの里とマイトーラしか我が市ではないのですけれども、単独でもこれはできる支援なので、市長としてこれからどういふふうを考えていくのか。そのことをお伺いしていきます。

3 デマンド型乗合タクシーの運行について

3にデマンド型乗合タクシーの運行についてですけれども、これも新潟運輸局に行ってきたのですが、非常に実証実験するに当たり今補助が国からないということで、かなり打ち砕かれてきたのですけれども。市内福祉バス、また通常の路線バス等が走る中で空気だけ乗せ

て走っているという言い方が不適切なのかもしれませんが、そういうバスが非常に目立つということで、できればこの乗合型タクシーの推進というものをしていきたいのです。

非常にこの参考になるというか、市民にあたって使いやすいのが我が県でもいろいろデマンドのことをやっている自治体があるのですけれども、三条のデマンドのタクシーというものが市民にとってはすごく使いやすいなと思っているのです。ただ、これは市にもかなり負担がかかるので一概には言えないのですが、市長は前より基幹病院ができるときに市内の交通網を整備したいとおっしゃっています。もうそろそろ早い段階での我が市における交通網の整備というものは必要ではないのでしょうか。そういった中でこのデマンド乗合型タクシーに私はこだわって質問をしたいのですが、市長のお考えをお聞かせください。以上、壇上からの質問を終わります。

市長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 県立塩沢商工高校に土木科の設置を

県立塩沢商工高校に土木科の設置をということであります。実はこの問題はもう1か月にともなりません、今の水害が発生をして市役所の技術職等が、非常に現場の測量あるいは査定対応等も含めて困難を極めたときに、業界の方にも測量とかそういうことについての応援を依頼をしたところでありまして、そのときに建設業協会の代表の方がおみえになりまして、特に土木技術関係を扱う技術屋が非常に不足をしていると。しかも今、会社で活躍している皆さん方、これはそう若いとはいえない皆さん方が主でありまして、今後この技術をどう継承していけばいいかということに非常に今悩んでいると。ついては同じようなことでありましたけれども、この塩沢商工高校に土木科の設置を県の方にお願ひできないかという話は1回いただきました。

それ以前に新潟電算コパルさんがここに進出をしていただいたときに、そのやはり社長、あるいは本社の方の常務さん等もおっしゃっていましたが、塩沢商工のその機械科の存在は大きいと。今、最先端の技術を駆使するわけですけれどもそういういわゆるコンピュータやそういうことを扱うそれはそれでいいのですが、その基礎となるやはり機械の何ていいますか、工作、基本これを知っていなければいかに高度なプログラムを作成しても、なかなか元がわからないものですから、その操作だけはしますけれども基本がわかっていないと。これはコパルさんのお話ですけれども、我々としてはやはりここを卒業する皆さん方は非常に期待をしていると、こういう話もあったわけでありまして。

そこで、今現在の状況であります。これは議員がおっしゃったように県が決めることでもありますけれども、この中長期高校再編整備計画これはご承知かと思いますが、平成13年には99校の高校がありました、23年には85校、そして同じく584学級の全日制学級が429と27パーセントも減っているわけですね、こういうことでもあります。その中で普通科系の学科割合が72.8パーセントから77.9ですから約78パーセントに増えております。工業科を含む専門学科の割合が27.2から22.1に減少しているということでもあります。

やはり保護者の皆さん方も、この数字に見られるように、これは保護者ですよ、あくまでも。相当数が普通科への入学を希望しているということもまたアンケートといいますが、調査の結果では出ているわけでありまして。この今平成24年度に募集予定の土木に関する学科につきましては、新発田南高校が土木工学1学級、それから新津工業高校が日本建築1学級、新潟工業高校が土木1学級、県央工業高校が建築工学1学級、あとは魚沼地域や長岡、柏崎地域はないということでありまして、上越で高田農業高校がこれは農業土木の方でありますね、農業土木。それから上越総合技術高校がこれは環境土木ということでありまして、今その土木関係の学級が全県で6学級程度であります。

今度は魚沼地域の募集学級でありますけれども、22から23年度で59から55学級へ4学級減になりましたね。さらに26年度には3学級減の52学級という計画が今出されております。そういう状況の中でさあ、どうしていこうということではありますが、私どももこの地域が非常に土木建築関連業種が多いという、県下でも割合にしますと確か一番くらいではないでしょうかね。人口やそういうことの中で含めていきますと。ですので、この地域を支える一つの基幹産業であるという認識は十分しておりますので、これは県の方に、例えば今ある機械が2学級でしょうか、これを1学級にさせていただいて1学級土木科とすることができるか否かとかそういうことも含めて、まずはこういうふうに正式に議会でも取り上げていただきましたので、県の方に相談にまずは行ってまいりたいと。状況もお伺いしながらということであります。

雇用の確保。その卒業後の雇用の面ではありますが、市の総合計画上はいわゆる投資的事業が28年以降大幅に減ずるということにはなっております。ですので、市内の建築・建設業関連の皆さん方もいずれはやはり合併だとか、あるいは規模の縮小だとかそういうことも視野に入れて取り組まなければならない問題だとは思っておりますが、それにしても冒頭触れましたように非常にそういう技術屋の不足はもう顕著でありますので、これが実現できれば私も非常にありがたいなと思っております。また、県にきちんとした状況を話しながら、まずは相談を持ちかけたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 障がい者日中一時支援事業の拡充について

障がい者の日中一時支援事業であります。議員おっしゃったように市内の登録時業者はまきはたの里でありまして、利用者は現在の受給者数が41名であります。利用申請を行って受給者証の交付を受けて利用するということになりますので、この受給者数が41。まきはたの里の日中一時支援事業の内容が平日の定員が7人で、利用時間は2時半から6時半まで。その後1時間くらいかけて各家庭に送っているということでありまして。午前放課や平日が代休で学校が1日休みの場合は、8時間未満で対応しているところでありまして。土曜日、祝日は定員2~3人ではありますが、日曜日は今のところ対応していません。

夏休み定員が10人。利用時間が8時半から午後4時半で、迎えは7時半から1時間くらいかけて回っているところでありまして。ただし、この送迎バスが7人乗りでありますので、3人は保護者に送迎してもらったり、送迎バスが車椅子対応でないので車椅子の方も保護者

に送迎してもらっているというのが現状であります。去年の夏休みは非常に希望者が多くて、今年は夏休みの定員を7人から10人に増やしましたが、やはりまだ不足気味でありまして、今、利用希望を調整している状況であります。家庭状況等も考慮しながら調整しておりますけれども、やはりもっと預かってもらいたいという要望が多い状況であります。

この要望に対応するために、まきはたの里が独自に利用者にアンケート調査を実施中ですが、まだその回答が出ておりませんので、回答がまとまり次第参考にしたいと思っております。市でもアンケート調査を実施してニーズ把握をやっていきたいということであり

ます。日中一時支援事業、利用時間が主に午後からというこれは半端でありますので、この給付費だけではやはり職員は増やせない。それから入所支援の職員が時間をやりくりして運営している。こういうことのために日中一時支援の定員を増やすことが今の状況の中では難しいということでもあります。臨時職員を採用としても時間が半端で、夕方が遅くなるために非常に採用も難しいと。年間の給付費の合計が約500万円であります。平日は2人、夏休みは3人の職員が必要なので、専門の職員を採用できませんので兼務になっております。今年は雇用創出事業で夏休みの職員を一人増やすことができたということもあります。

この後、今後ですね、市立の特別支援学校設立の予定もございますので、この支援学校が設立した場合、空き教室を利用してまた日中一時支援事業を実施したいと今考えておりますけれども、その前にも定員を増やす方法があるのかないのか。市内の他の施設への事業実施も含めて、まずは検討させていただきたいということでもありますので、よろしくお願いたします。

3 デマンド型乗合タクシーの運行について

デマンド型タクシーであります。これ私は考え方は結論から言いますと、このデマンド型乗合タクシーは非常に一時脚光を浴びました。そして一時的には利用が非常に、確か三条市さんもそうだったと思いますが、補助金が打ち切られたこともありますけれどもそれ以前にもやはり、最初は話題性があるといいますが、非常に利用が多かったときもあるのですけれども、三条ばかりではなくてそれぞれの実施した地域です。やはり徐々にその利用者数が減ってきて、非常に市の負担がまた重くなると。あるいは事業者負担が重くなるという結果も出ているようでありまして、市民バスとデマンドタクシーを組み合わせるといのはちょっと無理の状況であります。どちらかがだめになるわけですから、ほぼ。

です。ですので、やるとすればもう市民バスを全部廃止をして、デマンド型乗合タクシーでやるのか、その反対でデマンド型は断念をして市民バスできちんともう少し細かくその網羅していくのかということでもあります。私は先ほど議員がおっしゃっていただいたように、基幹病院開院を機にやはり市民バスをもう少し細かに運営できないかということ念頭に今、都市計画課の方でそれぞれ調整をしているところであります。なるべく早く方向性は出したいと思っておりますけれども、このデマンド型乗合タクシーについては現在導入していこうという考え方はちょっと私が持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

塩谷寿雄君 1 県立塩沢商工高校に土木科の設置を

1番の商工に土木科ということは、新しく科を作るのは非常に難しいと伺ってしまして、今ほど市長が言われたように機械科の中にもう一個、土木部と言ったらいいのか、科という言い方になってしまうのかもしれないのですが、そういうふうな考えがあるのですけれども。今の商工でも商業科の方は銀行とかにもカリキュラムの中で勉強しに行ったりして非常に高い評価を受けていたり、機械科では我が市の駅伝のメダルを作るとか大変技術を持った子たちもいるそうなのです。非常に人数ははっきり言いませんが、途中リタイアする子も多いということを伺っております。そういった中でこの目的として土木科がもし設置できれば、目標に向かっていく子たちの姿勢とか、またそういうリタイアするのも防げるのではないかと。

また、この地域において長岡から我が市の方には向かっては全然ないので、この学校の隣接から言わせていただければ湯沢町、十日町、魚沼市といったようなこの広い範囲での、これはまた雪に携わる地域でもあるのですね。冬の期間の除雪というのは非常に土建業者さんがやはり一線を張ってやっていただいている中で、本当に技術職を持った人たちのニーズというのは求められると思うのですが、もう一度市長から強い訴えをお聞かせいただきたいと思えます。

市長 1 県立塩沢商工高校に土木科の設置を

私が設置者であれば相当のことは申し上げるのですけれども、実情は議員と同じ考え方だというふうに私も理解しておりますので、県の方にまずは働きかけをしてみるということでご理解いただきたいと思えます。

塩谷寿雄君 1 県立塩沢商工高校に土木科の設置を

よろしく願いいたします。

2 障がい者日中一時支援事業の拡充について

2番に移らせていただきます。本当に今は一時支援ですか、毎日受たいけれども受けられないという人が多い中で、市内のふれあい支援センター、今市長がおっしゃったとおりに特別支援学校の方が設置できればそちらでも検討したいということなのですが、前々から申すとおりに障がいを持って見ている保護者とかもうすごく、自分の子なので負担などという言い方もおかしいのですけれども、大変なので、ぜひそのことをご理解いただいて町場の方で。まきはたの里さんの見ている方もおっしゃっているのですけれども、交通の面でかなり時間が取られてしまって、なかなか人数を増やせない。それとまたまきはたの里さんの方で、いやらしい話ですけれどもお金的なものも結構ありまして、なかなかだめだということもあります。

これは自立支援法ができてまして、原則1割負担というふうになっているのですけれども、最近そういう中でも結構緩和されてきて、応益から応能負担に大分変更されて1割を取っていないところの部分も福祉ではあるのです。そういった中でそういう緩和もしていただくというのができないのかなという点でもあるし、また、特別支援学校の方でできるのであれば、

先ほど牛木議員もおっしゃっていましたが、周りのあこは田んぼになりますか農地など、また市長にこう・・・すぐには財政があるので買えないかもしれませんがそうやって緑地を増やすとか、一時支援もそこでしっかり見るのだというようなお考えはあるのかということをお尋ねしたいと思います。

市長 2 障がい者日中一時支援事業の拡充について

こういう皆さん方の実情は十分理解しているつもりでありまして、本当に大変だなという思いは議員と同じであります。特別支援学校の関係でありますけれども、先ほども話が出ましたように、今の現状の中で例えば緑地を増やせ、あるいはプールをもっとでかいものにする、グラウンドを作れと言ってもこれは無理だということをご理解いただきたいと思います。やはり開校してからどうしても支障が出る部分があるとか、そういうことがあって、しかも現地といいますか土地所有者の皆さん方のご理解が得られるということであれば、これは全くもうここで道を閉ざしたということではありませんから、改善できる部分は改善していこうという思いではあります。

ですので、その辺はまだ先のことでちょっとわかりませんが、とにかく日中の一時支援はこの中でできる限りまたちょっと幅を広げていきたいという思いも福祉課の方では持っております。それも結局25年からありますから、まだ今年、来年、この中で特に来年24年度についてどういう対応ができるのか。今担当課の方でもそれぞれ検討しておりますので、それらの検討を踏まえて議員の方にまたご相談申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

塩谷寿雄君 2 障がい者日中一時支援事業の拡充について

よろしくお願して2番の質問を終わらせていただきます。

3 デマンド型乗合タクシーの運行について

3番なのですが、市長にタクシーはちょっと考えていないと言われたのはちょっとショックだったのですが、実際バスにあたっている市の補助金というものがあると思うのですが、その中で補える範囲というか、バスは回っていても補助金が絶対付いているわけですが、ある程度の予算が例えばその中でタクシーは乗らなければ増えないわけですね。乗れば乗るほど市の負担というのは増えてくるし、タクシー業者さんは逆に乗れば乗るほど増えてはこないのです。乗れば乗るだけもうからなければやっていけないという、民間なので普通はそうでなければいけないのですが。その辺の研究段階のところで大分市の方で何かチームを作ったようには伺っているのですが、まだしっかりしたチームは作っていないみたいですが、交通網に当たって、よく子どもを送っていく保護者の方、この方たちも例えばそういうデマンドのタクシー型であるとピンポイントで行けるわけです。その目的地にピンポイントで行けるとというのが、非常にこのタクシーの有効なところだと私は考えています。

いろいろな自治体に行って勉強してきたのですが、病院に行かれる方がやはり多いそうなのです。これもやはり市の行政と各集落の区とか病院とかで集約していくというか、

研究段階なのですけれども、非常にそういう中で研究をする余地はあるのではないかと思います。すぐここで市長が今、タクシーは俺は今考えてという市長のお考えではなく、研究をした中でどうしてもだめだということであればしょうがないのですけれども、もうちょっと研究してこのタクシーもちょっとは導入できないのかということ、ぜひもうちょっと前向きな意見を市長からお聞かせいただきたいのですけれども。

市長 3 デマンド型乗合タクシーの運行について

今現在の状況を把握しますと、議員おっしゃったようにこの今の市民バスの利用目的の相当数が温泉利用と病院であります。買い物というのもそうですが少しあります。その途中で買い物をしていくとかいろいろあります。デマンドはおっしゃったようにもうピンポイントですから、病院に行く、買い物に行くとそれはそれで結構なのですが、例えば高齢者の方、電話予約であります。これが非常にもう面倒だと、こういうこともあったり。そこでさっき触れましたように、最初導入して、最初はやはり何ていいますか、珍しいといいますが、そういうことの中でどこの自治体でも導入したところでは増えてはいるのです。ところが、途中からどんどん、どんどん減ってきているということがあります。

原因としてはやはり使う方は、高齢者が圧倒的に多いということだと思いますけれども、電話での予約とか、あるいは市外からおいでになった方はその制度がわからなければどこにどうしていいかわからないということもありまして、非常にやはり使い勝手が余り良くないということの中から、今はそのデマンドタクシーではなくて、バスをもう少しきめ細かに回せるのかということを中心に、主に当然都市計画の方で研究チームといいますが、その係の方でのあれもありますし、それから市の総合交通計画審議会ではなくて、何とかという会もあったね、一つ。その中でも検討を進めているわけです。

一時はやはりデマンドはどうだということを私は申し上げたのですけれども、非常に欠陥が多過ぎたり、あるいは一つの財政的な問題としては、試行をやりようと思ったところが23年度でも補助金はないと。24年度以降はそれできませんので、そんな状況の中から100パーセントとはいいませんけれども、今デマンドは余り念頭に入れないで、新しい市の公共交通の在り方を考えているというのが現状であります。ですので、余り意に沿える答弁にはなりませんけれども、そういう方向でひとつご理解いただきたいと思います。

塩谷寿雄君 3 デマンド型乗合タクシーの運行について

はい、わかりました。私も都市計の方に行っているいろいろ研究して、市にとって一番いい、どういう交通網がいいのかというのをまだまだ勉強しなければいけないと思いますので、いい方向ができれば市長にまた質問したいと思います。終わります。

議長 質問順位5番、議席番号24番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 2点について一般質問を行います。

1 放射線量の測定で安心・安全を

まず最初に放射線量の測定で安心・安全をということでお伺いいたします。8月22日、十日町市内の幼稚園と保育園の敷地から2万7,000ベクレルという放射性セシウムが検

出されたところではありますが、報道されております。また近々のものでは津南町保育園焼却灰から、通常最大値の倍の0.32マイクロシーベルトを検出というような記事がございます。そういった中で十日町市の場合は県が通常値としている一般人の年間被ばく限度線量は1ミリシーベルト以下のため、近づかなければ問題ないというような論評がなされておりますし、また、今回の津南町の問題でありますと、3小中学校で若干通常値を上回ったが測定誤差の範囲内で問題はないと、こういったコメントが載っております。

また、我が南魚沼市は十日町市の事件と県からの要請で、8月24日から30日にわたって小学校、中学校、保育園で空間放射線量 地表から10センチのところだそうですが を測定しておりまして、結果は10か所15地点で市が設定する0.3マイクロシーベルトアワーを上回ったと。既に汚泥は撤去され保管をしているということでもあります。

私はこの26日の全員協議会の席でも発言いたしました。ほかの施設でございますが、畔地浄水場の脱水汚泥で2,700ベクレルパーキログラムの放射性セシウムが検出されたこともあり、また、そこでは今行ってみるとわかるのですが、ブルーシートに包まれた脱水汚泥が非常にたくさん並んでおりまして、正式に聞いたところによりますと8月22日現在、130トンで172袋とトンパックが積まれておりました。敷地内に保管されているわけがあります。

その質問のときに市長は、脱水汚泥であり水には含まれていないのだということで強調し、私が言わんとする問題をすり替えられたような気がして、こういった一般質問をするわけがあります。一連のこういった放射線の問題で3月17日から23日の間では、この水道水源あるいは河川水に微量の放射性ヨウ素が検出されたというような報道もされているところでありまして、また今、新潟市の方でもあるいは我が施設でもですが、下水汚泥にも問題があるようであります。遡れば3月15日のモニタリングポストの0.57マイクロシーベルトアワーの報道に始まり、これらの一連の事件は市民の多くに不安を抱かせておりまして、市民の命と健康、安全と安心を守るあらゆる対策をとらなければならないのではないのでしょうか。

そこで何点かについて通告してありますのでお聞きします。答弁によって再質問をさせていただくようになりますが、まず第一に放射能汚染の実態の把握が第一と私は考えますが、こういった対応をしているのかひとつお聞きします。2点として測定器を購入し、市民サービスをすべきではないかということでもあります。第3点としては健康被害対策を想定した取り組みをなされているとしたならば、どういうことをしているかということでございます。次に4番目として、放射能の恐ろしさを知らせる努力が必要ではないかということで、こういった対応をされているか、またしようとしているか、お聞きいたします。

最後にこれは意味がわからないというような質問も答弁書の段階で聞かれておりますが、柏崎刈羽原発事故を想定した取り組みは放さずにとということでありまして、この問題については若干説明を加えます。福島第一原発事故で安全神話は崩れたことは誰でも認める場所です。そこで、柏崎刈羽原発の再稼働が今、焦点となっております。あれは中越沖地震で3千数百か所いろいろのトラブルが起きているようではありますが、その再稼働を今目指

しているところでありますけれども、そういった中で泉田知事は福島事故の検証をまずは明らかにすべきで、今言われているストレステストなどで安全だから再稼働というわけにはいかないということを明言しているわけであります。

私はこの安全神話が崩れた中では考え方としては原発ゼロを決意しまして、そして自然再生エネルギー活用の政策転換が必要と思っております。原発では地方は潤わないというふうにも言われていますし、自然再生エネルギーで循環型社会を構築し、地域経済の潤う政策を展開していくべきだというふうを考えております。南魚沼市の循環型社会の可能性を試算するのも一つの方法かなというふうを考えております。

また、今回9月10日ですね、おとといの新聞ですか、報道で柏崎原発県内首長アンケートが報じられておりまして、東電との安全協定締結の必要性について、これについて当市長は必要ないと答えているということが報道されています。私は市長がそういう考えに、その裏づけ的な考え方をひとつお伺いしたいのですが、それに至った経緯を私はやはりお聞きしておかなければならないというふうに思います。それなりに市長が学習されまして、あるいは専門家等の意見、あるいはそういった勉強をされまして、もし、そういう考えであったとしたならば、私はそういう考え方はやはりつづさに市民と共有をし、そして議論をしていくべきではないかなというふうに考えております。以上、1問目であります。

2 保育行政について

次に保育行政についてということでお伺いいたします。日ごろ子育て支援には非常にご尽力いただいているところでありまして、大変感謝しているところであります。11月には入園の申し込みが始まります。たまたま保育料等についてしばらく勉強しておらなかったもので、案内書としおり等を見させていただきまして若干感じたことを伺いたいと思います。

さらに支援できないかという立場で質問をいたしますが、最初に保育園の環境の問題について、ちょっと通告から外れる部分もあるかもわかりませんが、ひとつお聞きしていただきたいと思います。非常に近隣の、私の近隣といえば大崎なのですけれども、非常に駐車場用地が狭いなという感じがしておりまして、これにとって職員はかなり難儀をされているのではないかなと。やはり全員の駐車可能な駐車場というのは必要であるなど。そしてまた早く止めるために早く出かけるとか、あるいは一部どこかに置いておかなければならないというようなことがあってはなかなか大変ではないかというふうに思います。

また、そういった手狭ということからして送迎時は非常に混み合うわけでありまして、ある父兄から言われたわけでありまして、道路上で子どもの送迎バスが乗り降りするのに非常に側溝等に蓋をきちんとしていた方がいいのではないかというような意見も聞いております。そういったその安全対策についてはひとつ万全な体制を取っていただきたいなというふうに思うところでございます。

あと、保育園によって保育内容が違ってありまして、こういった申込時には私はやはりニーズを聞くという立場が必要ではないかというふうに思っています。例えば延長保育はない保育所、あるいは土曜の延長保育など、また受け入れ年齢等が保育園によってそれぞれが決

められておるようでありまして、やはり希望を出す段階ではフラットで希望を聞き、そしてそのニーズをつかんで職員体制等対応をするのが良いのではないかなというふうに感じました。拠点保育というような話も中にはあるようでありますが、またその点をひとつお聞きしておきます。

次、職員の勤務時間の関係と思いますが、私はそういった拠点教育とか保育とかというのはやはり先ほども申し上げましたが、預かる側の都合ではなく、預ける立場になってまず考えるのが必要ではないかなというふうに思いますが、回答を願います。

次に公的保育と認定こども園で保護者負担が違うようだがということで通告しておきました。この辺ひとつ回答をいただいて再質問をしてみたいなと思います。

次に指定管理者制度で市は今保育をしている部分がありますが、懸念するところがあるかどうかというあたりをひとつお聞きしたいと思います。

次に「子ども・子育て新システム」というのが今政府の方では検討されておまして、市が今幼保一体ということで取り組んでおる認定こども園などは、その先取りかなというふうにとらえておりますが、これらについての見解を伺っておきたいと思います。以上、壇上での質問を終わります。

市長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 放射線量の測定で安心・安全を

放射線量の測定の関係でありますけれども、実態把握が第一とこれは当然そういうことでありまして、当初は新潟県が設置しておりますモニタリングポストによります定点観測、それからモニタリングカー、あるいは可搬式測定機器、こういうことも使いながら空間線量の測定や河川水・水道水、浄水の発生土、下水道汚泥、焼却灰、農産物これらの検査をしてきたところでありまして、そういう中では問題はなかったわけでありまして、

例えば学校の校庭 校庭は十日町の問題が出てからですかね、そうですね。そういうことでしましたが、その段階では問題なし。そして十日町の問題が出ましたので、県のサーベイメーターを借り受けて小中学校、保育園等の公共施設の空間線量あるいは放射性物質の調査を実施をしておまして、大体の実態が把握できたところでありまして、

当初、グラウンドあるいは園庭、ここを何点かず全部測定をしたわけでありまして、そのときには全く問題になる数値は出ておりません。しかもこのサーベイメーターですか、何か議員もおっしゃいましたけれども3割程度高く出るということもありまして、そういう中では全く問題なかったわけでありまして、が、その後今度は十日町市で保育園ですか堆積した土砂だとか、あるいは草だとかそれが最初だったかな、まあよくその順番はわかりませんがそういう問題もまた出ました。私たちの市でも屋根の雨水の集中的に落ちるところ、あるいはプールの排水口、あるいは草取りをした後の草等の堆積場所といえますか堆肥的に積んであるところ、あるいはくぼ地、水がいつも溜まっているようなところがあるかないか、あった場合、あるいは苔の生えているような部分。これらを全部の学校、保育園で調査をさせていただきます。

そういう中で0.3を越える部分というのもあったわけでありまして、0.3から1.4くらいまでの間でありまして、それは本当に一部でありましたので、それはすぐ除去をして、今日現在ちょっと取っているところもあります、線量の低いところではありますが。そしてその後また測りましたら、それはもう全部通常の範囲に返っているということでありまして特に心配はしておりませんが、これからもうどういう状況が出てくるのかわかりませんので、また定期的には検査をきちんとしていかなければならない。特に雨水の溜まる場所、あるいは土地がくぼ地といいますが雨水の溜まるようなところということでもあります。

これは今県の方にも報告してありますので、専門家の意見を加えて明日くらいか・・・まあまあ今週中くらいに県の方でのプレス発表になると思いますが、一部はやはりベクレル数にしてはちょっと高い。ところが、空間線量が高いところがベクレルが高いかということでもないのです。本当に因果関係がよくわからないのですけれども、高低があったりということではありますが、冒頭触れましたように、ある程度高いと思われる部分については全部除去をして、今現在は全く問題ございませんのでそれらについては大丈夫だと思っております。

大体地表10センチ、50センチ、1メートルを測ってきたわけでありまして。やはり低い10センチの方が1メートルよりはちょっと高い数値が出るということですので、その放射性セシウムといいますが放射線量が、この地域内に自然界やそういうことも含めて広く分布しているということは間違いのない事実です。それは米の検査も先般お話し申し上げましたように、放射性の物質は検出されずということでありましたので、それが食物に影響を与えるかということではありませんし、健康に影響を及ぼすほどのものではないということでもあります。

それから測定器を購入して、この測定器につきましては初日の補正予算の中で確か2台購入ということでお認めいただきましたので購入させていただいて、継続して空間線量の測定を実施していこうと思っております。そしてこの実態を市民の皆さんにも全て公表していくということでもあります。このサーベイメーターは今全く在庫がない状態でありまして、発注しても納品は来年の2月頃になる予定だということでもありますので、それまでは県のを借り受けながら随時調査をしていきたいと思っております。

これを市民の皆さん方に貸し出せというお話ではなかったですか。そういうふうに取りられるような質問内容でしたので、その貸出しそのものはしませんと。例えば本当に心配だから調査すると、その部分についてはできる限り対応していきたいと思っております。これは久々に赤旗でいい記事を見たのですけれども、放射線量を発生する土があったり、線量の高いところがあるわけですね。そこから放射線量は距離の二乗に反比例するということです。ですから、10メートル離れば100分の1に減るということなんです。例えば1万ベクレルという部分が出た。そこから10メートル離れていけば、100分の1ですから100まで下がると、人体に受ける影響ですね。そういうことですので、例えば除去もできない、ちょっと高い数値があるということは最低でも5メートルや10メートル絶対人が立ち入れないようにするとか、そういう方法も考えます。これは共産党の新聞のヒットでありまして、高

いお金を払って読んでいた甲斐があったということでありませけれども、そんなこともございましたのでお知らせを申し上げておきます。

健康被害対策を想定した取り組みでありますけれども、今県が主催いたします原子力に関する勉強会に防災担当部署、総務課でありますけれども参加して、緊急医療体制における安定ヨウ素剤のこの投与や効果、備蓄について現状の課題等の情報を収集しているところであります。現在、現実はこの安定ヨウ素の備蓄ということ想定しているところではございません。ですので、この健康被害対策を想定を今はどういうことが起き得るのかということが100パーセントわかっているということでもございませぬので、それは今勉強中ということであります。

それから放射能の恐ろしさを知らせる努力が必要ではないかということでありまして、これが見えませぬし、匂いませぬし、付着したから痛いとかということでありませぬので人間の五感で感じることはできません。ですので、非常に厄介者であります。現状レベルの放射線量での健康被害は今まで実証もされておきませぬので、不安は不安という部分があるのかもわかりませぬが、そう過度に恐れるということではない。

そして自然界にも存在しているということはもうご存じのとおりでありまして、それからレントゲンやCTスキャン、こういうことにも活用されているわけですので、そういう健康利用される部分もきちんと話をしながら、安全対策こういうことについての情報提供をしなければならぬと思っております。とにかく恐ろしいのだ、恐ろしいのだということだけを強調して歩くようなことはやはり避けなければならぬ。

それは恐ろしいことは恐ろしいのです、みんなこれはわかっていますから。だから、いわゆる原発がだめだというその理論もわかります。ただ、では医療上に使用されている部分はどうかだということもございませぬから、ちゃんといい利用ができればこういうことにもなると。そしてこれ以上の線量のところは非常に怖いとか、そういうことは含めながらきちんとした対応を取っていきたいと思っておりますけれども、ただただ恐ろしさだけを強調してということについては、ちょっと私はそういう方向を取るべきではないと思っております。

柏崎刈羽原発の取り組みであります。先般新聞に出ました安全協定について必要なし。これは例えば私どもが今の柏崎市のすぐ隣ということであれば、これはどうかわかりませぬけれども、十日町市さんという部分を飛び越えておきませぬし、それからEPZについては私は30キロでいいのだろうという思いがありました。そうしますと30キロですと私たちのところには届かないということですので。

そういうことの中で市町村が単独にそれぞれ東京電力さんですかあそこは、と協定を結ぶと言っても、いわゆる自治体レベルに違うことが出る恐れもあるわけですので、私はこれは、立地の市町村はそれはそれで結構ですけれども、県がやはり包括的にきちんとした協定を結ぶべきだというふうに思っております。ですので、単独の市町村ごとの協定は必要ないというふうに私は答えたところであります。

さて、そういう中で、この県主催の原子力防災に関する勉強会に参加。4回実施しております。そして原子力事故、この柏崎刈羽原発事故を想定した原子力防災計画の見直しについて、今県もこのことについては非常に何ていいますか、そうしていくかどうかは別にして心配しているところでもありますので、その情報を収集しているところでもあります。

原子力災害がもし発生したということになりますと、これは当然ですけれども国が災害対策本部を設置して対応する。そして現在は国や県が原子力災害防止計画の見直しに取り組んでおりますので、県とともに情報の共有を図りながら、いわゆる原子力に関する防災計画、これについては策定をするという方向で県の勉強会に参加しているところでもあります。

2 保育行政について

保育行政についてであります。駐車場の確保であります。今現在、八幡保育園、大崎保育園、上関保育園、この園では送迎バスあるいは保護者送迎車両、これらの駐車場の確保が困難ですので、議員ちょっとおっしゃったように路上駐車でそこでお子さんを降ろしていくとかというそういう状況があります。登園、降園時の園児、保護者これらの安全を確保するために引き続き、困難でありますけれども近隣の地権者等にお願いして、とにかく道から外れたところに入れるような駐車スペースの確保に努めているところでもあります。

それから消雪設備がない保育園、これは冬季間についてはさらに駐車スペースの確保が困難になりますので、どういう対応をしなければならないのか、これらも含めて検討しているところでもありますので、できる限りの改善はしてまいりたいと思っております。

保育内容が違っているがということでもあります。これは議員おっしゃるのはいわゆる延長保育だとかということでした。これについては議員おっしゃったようにセンター的な部分で延長保育をやりますとか。ですから、ニーズを先につかんでというか、まずは保護者の皆さんから、保護者の方は確か自分の居住地から一番近いところにお子さんを預けたいというのは、仕事の関係もありますから100パーセントそうではありませんが。そこで例えば延長保育を希望する。その園では延長保育は例えばやっていない。では近いところではどこだとか、そういうところの積み重ねでやっていきますので、全ての園で全てのこのニーズ把握をしてそれに対応するということがちょっと困難でありますのでそういう対応を取っているところでもあります。

それからそのプログラム、年間保育目標や保育士の数そういうことについては基本部分とはにかく一緒でありますから。ただ、浦佐認定こども園はやはり世界を担う子どもに育ててもらいたいと、そういう思いから英語教室あるいは国際交流に取り組んでいるということですし、めぐみの保育園あるいは上町保育園では食育、言葉教育これらに取り組んで、特徴のある保育も実施していると。ですからその内容の違いというのはそういうところへもちょっと出ていますが、これらはそれぞれの園が基本的な部分はきちんとやりながら、その上でその園の特徴を出すということですので、それはそれで結構だと思っております。

保護者負担の違いでありますけれども、保育に要する費用負担として、保育料を負担していただいておりますから、保育料以外の保護者負担というのは市あるいは指定管理者運営の

ところではないわけです。ただ、浦佐認定こども園について教材等を多く使用するということから保護者のご理解をいただいて、月500円ほどの負担をお願いする、これは保護者の皆さん方がご了解の上でやっているということでもあります。

指定管理者制度での懸念ということでもあります。今現在、ご承知のようにめぐみの保育園、上町保育園、浦佐認定こども園この3施設について指定管理者に運営を委託しておりますけれども、保護者等からの苦情等は今のところ私の方には届いておりませんので、良好な保育が実施されているものだと思っております。

また、公立一辺倒ということよりも、その民間の参入によって良い意味で競争が生じ、そしてより良い保育が提供できるというふうな信念は変わっておりませんので、それはそれでいいことだろうと思っております。例えば子どもの集い等、こういう保育園もみんな一緒に出るわけですが、非常にやはり工夫を凝らしたりそういうことが見られますから、いわゆる指定管理者制度にのっかって民間でやっていただいている皆さん方のところも、公立でやっているところも非常にお互い切磋琢磨していただいているというふうな思っております。今後、公設民営的な部分もあと2園ほどは前々からお話しておりますように予定をしておりますので、それらは一応計画どおり進めていければと思っております。

子ども・子育て新システムでございますけれども、これは制度のまだ説明等がごくなされていけませんので、具体的なことはちょっと不明であります。中間取りまとめによりますと市町村の責務として、子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、あるいは質の確保された給付事業の提供、給付事業の確実な利用の支援とかいろいろあります。給付の事業の費用給付の支払い、計画的な提供体制の確保、基盤整備と。

それから給付設計として子ども手当、これを事業化できるのかとか、こども園給付これは仮称ですが、幼稚園・保育園に関する給付、地域型保育給付これも仮称ですが、小規模保育・家庭保育に関する給付ができるのかとか。学童、一時保育、病後・病児保育、妊婦健診に関する給付、幼保一元化の関係としては地域における幼児教育・保育の計画的整備の策定、保育事業への多様な事業主体の参入促進、財政措置を教育・保育の二重行政を解消して一本化する。こんなことは早くしてもらいたいのですが、なかなか進みません。

それやこれやいろいろございまして、今市町村ごとにこれが例えばこの部分がばーっと見ますと、保育内容あるいは個人給付等に差が生じると、こういうこともちょっと懸念されることでもありますし、多額の費用を要する事業に対する財源保障分についてもまだ余り見えていけませんので、もう少し国の方の方向性を見守りたいと思っております。これは以上であります。以上、壇上からの答弁に代えさせていただきます。

岡村雅夫君 1 放射線量の測定で安心・安全を

では放射線の方でお話をさせていただきますが、私はいろいろぼつぼつと、あるいはぼつぼつとか頻繁にこういった放射線の問題が出てきている中で、本来なら私は独自の測定を早く 今在庫がないなどという話であります。ということはそういった取り組みをし

ている人がいるということなのです。市としてもやはり信頼性のある機器を得て早くそういった測定をすべきではなかったかなというふうに感じております。

一つの例として今、モニタリングポストとか何とかモニタリングカーということで定期的に測定していたという話ですが、それが7～8月頃は通常値だったのが9月になったらこうだと。要するに盲点があったということなのですよね。そういう点でひとつ私は行政としてみれば後手、後手に回っているのではないかなというふうに感じましたので、独自にやはり実態の把握をすべきではないかという提案でございます。

そして私は保育園や学校のみでなく、やはり全市的な取り組みは必要ではないかと思えます。特に最初の0.57のときの報道、全国版にああして報道されるようでありまして、これは間違いなくそういった数値が出ていたということなのであります。それがまた風評被害となっている部分もあるわけでありまして、この風評被害を克服するためには実態の解明なくして克服はできないというふうに私は考えております。そういう点でやはり早急な手当が必要ではないかなというふうに思います。

観光業界の方々もそういった推移はやはり早く改善されることを望んでいるのではないかなというふうに、ただ見守っているだけでなく、そういった積極的な展開が必要ではないかなと思えます。それから農業に関しても、これは県が調査をすると早稲は大丈夫だった、今度は本番だというようなことで、本当に検出されなければいいがというようなそれぞれ皆不安を持っているわけでありまして、これは別に市が独自に調査してはならないというものではないというふうに私は思っています。

また、こういったいろいろな問題あるいは風評被害というのは、ここに住んでいる市民にとっても非常に郷土愛というか、自分の地を素晴らしいところだというそういったその郷土愛的な問題に関してもやはりかなり影響が出やしまいかというふうに私は心配しております。そういう点でひとつしっかりとした体制でやったらどうかということでもあります。

直ちにこういった被害が収束する状況には私はないと思っています。たまたま今冷却が何とかされているようでもありますけれども、ひとつ間違えば今現在の福島第一であろうが大きなまだまだ災害に発展する可能性があるということでもありますし、こういった積み上げのことは今後のやはり財産となるかと思えますので、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

測定器を購入するという意味あいについて、これは昨日の新聞でも出ていますが、新潟市はもう放射性物質を検査する機器の購入の準備を進めているということで、これは食品ということは内部被ばくの問題ですね。そういった健康面からのチェックも、体内に取り込んだ場合というようなこともしなければならぬという考え方だと思います。私はやはり放射線の内部被ばくというのは非常に怖いものだというふうにも聞いておりますが、ひとつそういう点からしてみても市で住民の要望があるとするならば、あるいは市長がもう2台頼んだということでもあります。やはり専門のやはり係を置いて、そしてそれに取り組むという姿勢が必要だかと思えますが、ひとつお聞きしておきます。

市長がわかるかどうかと思いますが、農民運動全国連合会というその通称我々は農民連と言っているのですが、ここでは高性能の装置を買って東京と福島に置いて対応しているということでもあります。厚労省や文科省も使っている2,000万円近い分析装置を1台と500万円ほどの測定器3台を用意してやっているというような話ですが、要するにもう行政のやることばかりではなく、自分たちで率先してやらなければもうその取引自体もできなくなるというようなことで先んじているものと思います。

また、刈羽村でもシンポジウムというものがされたそうですが、やはり福島の生産法人は独自に機械を購入して、そして自分で取引先にデータを送り、そしてまた土壌改良の効果を自分で検証しあるいは土壌分析をして、要するに除染等がうまくいっているかどうかというあたりまでも取り組むような業者も出ているようですが、そういった点で市長が市としてどういった取り組みが可能かひとつお聞きしておきたいと思います。

あと、健康被害対策を想定した取り組みということで、勉強会に行っているということで大いに結構だと思うのですが、私は今後問題になることが、今一部除染をしたとか取り去ったというような話をしていますけれども、やはりこの調査の結果でありますけども、あんなに堆積物、今脱水汚泥があるわけでありまして、あんなにものをではどうやっていくものかということ。ただ積んでおけばいいというものではない。

法的には2,700ベクレルというのは8,000ベクレル以下でありますので、どこでもどこでもというか埋めてよしということには法律的になっているようでありましてけれども、それをしないでああしておくということは、何らかの安全対策を練ろうとしているものだというふうに私はとらえています。そういった対策も今後やはりしていかなければならない。それからもっと高度な高い値のものに関しては、我が市にある柵形山処分場あたり、あんなに施設にしなければできないというような物質もあるようでありまして、ひとつそういう点をお聞きしておきます。

放射能の恐ろしさばかりを知らせてはというような話がありますけれども、私は知識として単位の問題とかいろいろあるのですけれども、実際放射能の知識というのはこれはやはり公的機関できちんと示すのが一番安心・安全だということにとらえるかと思えます。ぜひ、そういった広報というのはこれから心がけていくべきではないかなというふうに思います。

放射能自体、原発の問題に絡めると、要するに原発というのはいったん事故を起こすと制御できない品物だということは一番念頭において進めるべきだと思いますし、そしてそれがいざ外部被ばく、内部被ばくという問題についても恐ろしいことばかり言わないといいながら恐ろしいことはやはり知っておかなければ、安全だ、健康に直ちに影響はないというようなことで慣れが私は一番困ると思うのです。慣れるような公表の仕方というのはいかがなものかなというふうに思っております。見附市では小学校、中学校で文科省の出前授業等もやられているというようなことでもありますので、そういったのをひとつ参考にさせていただきたいと思えます。

それから市長が4番目の柏崎の問題では、要するに県が包括的に情報を取ると。そして私

も大体近隣でない限りはそうかなと思って、そういう意味合いがあったのかなというふうに思っていたところ、そういった回答でありましたのでそれ以上はあれですが、こぞって対策はとっていかねばならないと。そしていざ30キロという問題について、私はちょっと風向き等から考えると季節によってはもうどうしようもない、50キロ圏内まで、あるいは直接吹き付けるかというような感じが私はしますが、そういう点もやはりこれから検証していただきたいなというふうに思います。

2 保育行政について

あとの保育行政に移りますけれども、安全対策についてはこれからということでまたぜひ整備していただきたいと思います。保育内容についてですが、私は職員の勤務時間等の関係で、あるいは人員の関係でやむなく拠点保育をやるというようなことだと思うのです。そうではなくて通っている保育園が例えば大崎120人定員であります。そして三用の60人定員のところに拠点教育とこういうことでありますので、本来ならどちらがニーズが多いかなということになりますと大崎のことばかり言って悪いのですけれども例えばという話です。要するに通っているところで延長保育、あるいは土曜保育、土曜延長ができるならば私は預けようかなという人があるかと思うのですけれども、土曜保育はありますが1日ということになると三用に行ってくださいと、こういう話になるわけであります。また、なるべく土曜は汚さなくて済めばなというような話もたまにはあるということでもあります。そうするとやはり通おうとしているところでの希望をまずきちんととらえて、ニーズをとらえていただきたいということが一つ私があります。

そうした中でこの表を見てみますと、指定管理者の保育園これはメニューが全部そろっています。そういう大規模のところを指定管理にしているということだとは思いますが、私は本来の保育というのは公的保育、これがやはり基本だと思っておりますので、民間の指定管理のところは全てそろっているが、公的の部分が段々メニューが少なくなっていくというようなことでは、私は公的保育放棄、後段に述べます新保育システムにどっぷりつかっていくような感じになりはしまいかなというふうに考えますので、その点をひとつ警鐘しておきたいと思います。

あと保護者負担についてはさっきの教材費の問題もあります。そしてちょっとなあと思ったのが、保育に欠ける、欠けないか。保育に欠けない子どもについては認定こども園の場合ですけれども、平日1時間当たり150円と。そして土曜保育、各午前、午後1回、1日置くと2回になるわけですが、1回500円というようなことで決められているようです。保育にかけるから預けるのではなく、それは認定の基準の段階で所得なりあるいは通勤の問題とかいろいろあって、保育にかけないけれども預かってやりますよという程度。要するに幼稚園教育をしましょうかということだと思うのですけれども、私は土曜、平時7時までも預ける人というのは、それなりに面倒を見ていられないからということであって、こういう選り分けがいいのかどうかというふうに感じたところであります。

あとは指定管理者制度でこれから問題になるということは、私はいつも言うのですけれど

も、予算の決められているという中でNPOなりあるいは企業が参入するわけでありませぬ。そういった中で完結するということになる、非常に職員の待遇とかそういう問題も差が出てきたりして、官製ワーキングプアというような形で仕事が進んでは困るなというのが一つの懸念であります。総文の松本市の取り組みなんて非常にいい内容でありますので、参考になるのかなというふうに思います。ひとつ努力していただきたいと申します。

子ども・子育て新システムについて、余りまだ連絡が来ていないようではあります、本来は保育に欠ける児童に保育を提供しなければならない。あるいは保育料は親の収入に応じて決められると、応能負担であるということであるのですが、それが今度は行政としては必要度の認定と補助金の支給ということに限定されるようではありますし、保護者は直接事業者と契約をするということが盛られているようではあります。そして保育料は応益負担、要するに時間によっていくらというようなことで決められるようではあります、非常に経済的負担が増してくるというふうに言われております。そういう点でやはりこれから国の動き等をよく察知していただきまして、公的保育の充実をぜひお願いしたいということではあります。

もう一つ付け加えるならば、1点お聞きしたいのが、親の収入で保育料いただくというのがこの制度では、親あるいは、親が収入が少ない場合は主宰者ということではあります、家計の主宰者の額を考慮しています。この法的根拠、あるいはなぜそうできるのかというあたりをお聞きをして終わりたいと申します。以上です。

市長 膨大にわたっておりますので、ばーっとメモをしましたが、落ちていてももう質問時間がないのでこれで終わると申しますけれども。

1 放射線量の測定で安心・安全を

まず放射能の件ですが、独自調査をもっと早くということではあります。これは私どものところはモニタリングポストが県の設置の中でありました。他の市町村ではほとんどなかったわけでありまして、そういうことも含めて私たちはあのモニタリングポスト、当初は驚きましたけれども、原因的に雪の中に設置したとかその後はモニタリングポストの機械の誤作動とかそういうこともあって、放射性物質が全く来なかったという認識はしておりませぬけれども、もう当然モニタリングポストの測定で、我々はほかの市町村よりはとにかく精度の高い情報を得ていたわけですので、独自の調査というのは私は余り必要ないものだというふうに思っております。盲点があったと言われればそういうことなわけです。溜まり場とか、そういうところについてはそういう予想というのは我々も専門家でありませぬのでそうはしてなかったわけですので、後手後手と言われれば後手後手だかもわかりませぬがそういう状況です。

それから学校や保育園ばかりでなくてということではありますけれども、いわゆる公的な部分についてはちゃんとやろうと。そして先ほど触れましたように市がサーベイメーターを購入して、例えばだけれども個人の方が私のところも調べてくれ、あれも調べてくれ、それはとても追いつきませぬので、やはり例えば地域的に一つだとかそういうことはきちんと応じていかなければならないと思っております。

風評被害、これを一番我々も懸念しておりましたし恐れていたところでありますが、実は先般東京からおいでになった方が南魚沼市はいいねと。朝日新聞に毎日の放射線量の測定が載っていました。新潟県の中で一番低いのですね。もうあれはやはり南魚沼市を宣伝する上で非常にいいと。東京より相当低いわけですから。ですので、風評被害的なことは余り心配していませんでした。

スイカも当然この放射線量を調べたわけですがけれどもなかったわけですし、そのほかにもトマト、ほうれん草とかいろいろ調べてあるのです。だけれどもそれは全然出ていませんから、米についてもコメントのとおり出ないとは思っていましたがけれども、でも実際本当に測ってもらって出なくて良かったと。私どもは、十日町さんは自身でまた独自に5点調べるそうですけれども、我々は知事が配慮していただいて、最初高い数値を出してしまったということもあったでしょう、市内で3点もう調べていただきましたから。塩沢、六日町、大和それぞれ1点調べていただきましたので、もうこれで一安心ということになります。

あと本検査といいますが、コシヒカリについては来週になりましょうか、調べますが、これはもう何ていいますが、確認のためくらいに私は思っています。出ないものだと思っていますが、出れば大変ですけれども、出ないものだと思っています。そういうことですので、風評被害的なことについては今は全くないものだというふうに思っております。

それから汚泥の処理です。これは今議員おっしゃったように、8,000ベクレル以下ですが、一応そういうあれはありますが、とにかく今待ったがかかっているのです。待ったが。そして最終処分場の部分であれば黒崎ではなくてどこだったか、出雲崎か、出雲崎だったか県の、そこがちょっと今受け入れ待ったをかけられていまして、ですので今、草津の方だったか、管理者・・・(「米沢」の声あり)米沢さんで受け入れ可能だという部分があるやに伺っていますので、今そちらと交渉しているところです。

国はそういうことを言っていますけれども、では独自に私が冗談で言って、私の家の水平畑の荒れたところへ10メートルくらい穴を掘って埋めると、それでいいのではないかとと言うと、そういうことはだめだと言われるのです。ですから、基準を決めておきながら、処分をするぞと言うとそれはだめだと。なかなか方向性が定まらないというのが菅内閣のことでありましたが、今度はちょっとは定まりますか否か。何しろ定めて 小栗山のあそこはだめですよ、これは持って行けませんから。とても持って行ける品物ではありませんので、それはご勘弁いただきたいと思っておりますけれども。

放射性物質がないということが確認できれば最終処分として。本来今まで汚泥は焼却場で焼却をして、そしてその残渣を捨てていたわけです。今度は焼却するとまた凝縮されますからそこで高くなるということですので、焼却ができないで今ああいう状況になっているわけです。もう少し方向性が定まるまではああいう形が続きますけれども、よろしく願いいたします。

内部被ばく、食品、これについては先ほど申し上げたとおりで、食品については全く心配いらないという結果が今まで出ておりますので、これについてはその心配はしておりません。

浄水も大水害以降の浄水汚泥を調べたところ、前は2,700とか3,000とかという部分があったのですけれども、70だったか700・・・(「80」の声あり)80くらいまでもう下がっているのですね。もうほとんどないに等しい。だからあの雨でみんな流れたのかこれはわかりませんが、それは入ってきた汚泥ですよ。今積んであるものではありません。入ってきた汚泥がです。

ですから、相当雨でその辺に蓄積されていた部分というのは、山やそういうところのものは確か流れたのだらうと思っています。ちょっと長くなりますけれども、その出た土砂を堆積したところが新堀新田とかいろいろあったわけですね。そこも全部調べましたが、ここについても線量は高くないということです。確か水と一緒に下へ行ったということなのか、よくわかりません。私もわかりませんが、非常に線量が下がってきていますので安心してるところであります。再度申し上げますけれども、水からは一切検出されておりません。ヨウ素は1回ほんのちょっと出ました。これは出ましたがあとは全く心配ございません。

この放射能の恐ろしさの関係ですが、議員おっしゃったように知識としてこうなれば恐ろしいとか、例えば医学的にはこういうことは安全だとか。そういうことはきちんと知識として、放射能教育を学校で取り入れるなどという話もありますが、本当にそれはそのとおりだと思います。我々も全くわからないことからの手探りですので、ベクレルからシーベルトからいろいろ用語すら最初はわからなかったわけです。これは本当に知識としてきちんと知らせることは大事だと思っておりますので、また教育委員会の方でいろいろ検討していただきたいと思っております。

2 保育行政について

あと、保育行政についてでありますけれども、具体的に大崎と三用という話も出ましたが、三用については結局あの施設が非常に良かったりそういうスペースがきちんと取れたりして、あそこで始めたということです。また、例えば大崎の方での利用が非常に多いので、大崎の中で何とかなるかと。なるよということであれば、それはそれでやぶさかではありませんから、それらは人員と施設の内容を見て、また順々と改善をしていかなければならないと思っております。

保育に欠けない子ども。保育というのは今のところまだ法律的にも保育に欠ける子どもを処置するということになっていきますので、保育に欠けない子どもをもうどんどん、どんどん来てください。全部負担なしに受け入れますというわけにはいかない。これはひとつご勘弁を願いたいことだと。そういう面はよくわかりますけれども、そういうことであります。

それから指定管理者制度というのは、私はこれは公的な運営だと思っているのです。我々がだって責任を持つわけですから。ただ、その実施をしているのが民間の方であるということだけで、責任は全て市が持つわけです。全く公設ですから、公設なのです。ですから、公的運営だというふうに考えております。

ワーキングプアになりはしないか。これはちょっとわかりませんが、やはり保育士さんになりたいという方の選択肢が広がるということもありますし、確かに給与そのものは

めてお考えをお伺いするものであります。

2 教育・文化問題

次に教育・文化問題であります。国際理解教育で先進的に取り組んでいる英語教育を英語学力向上につなげていくことに対する考えを伺う。23年度開始に当たりまして英語を使った国際理解教育の先進地として南魚沼市は注目を集めました。小学生が生き活きと授業に参加しているのを見ると、自分の意見をきちんと外に伝えることを主眼としたこの国際理解教育は成功しているように見えます。南魚沼市の第二公用語として英語が話される時代が来るのではないかと、そんな予感がしております。

しかしながら、高校生の保護者の間では国際理解教育は英語力のアップにつながっていくはず、そういう思いが強いようであります。保護者の言う英語力とは高校入試や大学入試での英語の得点力のことであります。最近、全国との点数が開きつつあるようだ。特に英文法力については中学の段階では採用している教科書による部分が多い。来年度、新学習指導要領の完全実施であります。それを機会に英語力アップに向けての取り組みがなされると考えますがいかに。

3 産業振興問題

続いて産業振興問題であります。今回の水害で大打撃を受けた農業の復旧工事。耕作放棄地増加防止という観点で取り組むことへの考えを伺う。今回の水害で市の基幹産業である農業が受けた被害はまさに未曾有であります。281町歩もの水田に土砂が流入をし、農地農業用施設の被害は2,443か所にも及ぶと報告されています。土砂災害危険地帯の指定をどう防災に活用するかは6月議会で質問をしましたが、まさかこれほどのゲリラ豪雨が降るとは予想だにしませんでした。

農林業関係の災害復旧費は105億円を超えると報告されておりますが、台風、雪がこれから来ることを思うと大変な大工事が待っていることが予想されます。農地は防災上の砂防ダムや砂防堰堤の役目をする、そう言われてきましたが、今回の水害でその実態をまざまざと見せつけられたわけであります。西山、東山を問わず、上流での農地への土石流入が下流域の住宅の浸水をかなりの部分で減らした河川が幾つかありました。

復旧工事は現況復元が基本であります。砂防ダムの役割を果たした農地は上流域に多く、ただでさえ維持管理に費用がかかる地域であります。これを機会に耕作を止める農地が増えることは、絶対に阻止をしなければなりません。併せて林業の再生に今回の水害を生かしていくことも大切であります。伐期を過ぎた杉の流木が山の斜面からずり落ち、河川を流れ、下流で河道閉塞を起こし、土石流の流出の原因となった河川が多かった。急斜面に植えられた杉が、手入れもされていない杉林が今回の土砂崩れの被害拡大の一因であります。山の手入れをしないと、また土石流の流入が起きるのではないかという不安が耕作放棄地増につながる恐れがあると考えます。

4 住環境問題

次に住環境問題であります。低線量放射線被ばくに対する市民の不安を払拭するために定

点観測地点を増やすことへの考えを伺うであります。福島第一原子力発電所から放出される放射性物質の人体への影響を心配する声が、次第に大きくなってきています。市内でも汚泥や集水ますなどから通常よりも高い値の放射線が検知されました。ふだんなじみのないカタカナの単位がおしゃべりの中にも出てくるという状況は、風評被害を生む温床となります。通常の範囲内とは安全なのか。暫定基準値内とは人体に影響はないのかなど心配は尽きませんが、少なくとも市内に1か所定点観測機があることは、データを元にした対策作りに有効であります。

県内に世界最大の原子力発電所を持つ新潟県では、自治体と東京電力との間で防災協定これを安全協定と置き換えていただきたい 安全協定を結ぶ動きが出てきています。低線量放射線被ばくとその発がんの危険性については一番気がかりであります。学者により意見が異なり、いったい年間どのくらい浴びても大丈夫なのかはわからないのが現状であります。人間が一生の間にどのくらいの放射線を浴びるとどうなるかということは、データの量により解決できる問題であると思います。そこで定点観測地点を携帯電話中継基地に設置をし、長期にわたって複数の地点でデータ取りを、国や東京電力に求めるべきではないかと考えるわけであります。

5 行財政改革・市民参画問題

そして行財政改革・市民参画問題であります。未曾有の大水害から学んだ市役所内部の防災体制の見直しについての、基本的な考えを伺うものであります。未曾有の大水害でありました。1年間の平均降水量から見て、1年の4分の1が4日間で降ったこととなります。塩沢庁舎に設置の観測機によれば、7月27日から30日にかけての雨の降り方は五つの山ができております。

また、北陸地方整備局信濃川河川事務所と新潟地方気象台の共同発表による魚野川氾濫情報の発表履歴を見ると、7月28日16時00分氾濫注意報解除、7月29日1時25分氾濫注意報解除と2回注意報が解除されております。雨がいったんやんで小康状態になったのと合っております。その後、29日の18時から22時の第4の山、30日の0時から5時の第5の山に合う形で29日22時30分注意報、30日0時00分危険報、5時5分警戒報、6時30分発生報と履歴が続いております。

市では7月28日20時00分に災害対策本部を設置し、災害対策条例に基づき関係各課の対応が始まりました。その後、地域防災計画に基づき、各地域防災区へ被害状況並びに現況の報告をお願いしたわけであります。今回の水害で地域防災計画に基づく速やかな動きが各行政区で練られ、一人の死亡者も出さなかったことは日ごろの訓練のたまものと感心しました。

災害情報について、市管轄のものや県管轄のもの、国管轄のものと多くの情報が寄せられた中で、情報確認と地元への発信など今まで経験したことのない情報量の管理が、時間との戦いの中で行われておりました。これほど広い地域の災害は市にとって初めてであります。災害対策本部の中核である総務部と、被災箇所が多過ぎててんやわんやであった建設部と産

業振興部の情報管理という面で、どのような反省がなされているのか伺うものであります。

以上、壇上よりの質問を終わります。答弁内容によりまして議席にて再質問行います。

市長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。

1 保健・医療・福祉問題

病院医療機関の公設民営で運営することへの市長の考え方ということであります。ご承知のように平成20年2月13日に、医療再編後の六日町病院の運営を南魚沼市で担うという私の考え方が報道されたところであります。この考え方につきましては公設民営化も選択肢の一つであると考えまして、実績のある医療法人等にその意向を伺ったわけでありましてけれども、そういう意向が示されなかったことが一つ。それから六日町病院の資産の移譲や将来的な魚沼基幹病院及び新潟大学からの医師の派遣が市立・市営の方がよりスムーズであること。三つ目として六日町病院は塩沢地域・六日町地域の大半、それから湯沢町、これにとって重要な医療機関でありまして、市で責任を持って運営をしていく必要がある。こういうことなどを考慮させていただいて判断をしたものであります。

ご承知のように自治体病院というのは救急医療、あるいはへき地医療の確保、こういうこと政策医療を展開していく必要があるわけでありまして、政策医療部分は不採算部門であってもやはり市民にとっては一番必要なものだということであります。病院事業に対して不採算経費についての繰出金を行ってはおります。病院の繰出金の算定基準につきましては、地方財政計画の積算を参考、あるいは地方交付税の算定基準を参考、モデル的な不採算経費の積算、この三通りが例として国からは示されておりますけれども、地方交付税での算定基準を参考とする額これが大体一般的であります。

再編後の市立病院につきましては、こういう繰出基準に沿った繰出金の支出、そして市民の信頼、開業医、民間病院との信頼・連携、魚沼基幹病院との同じく信頼・連携、これによりまして医療展開での医業収益の着実な確保・運営は、ある程度シミュレーションをさせていただいた結果、ある程度できるだろうということも一応考えているところであります。

それから今年度からでありますけれども、市の病院事業につきましては地方公営事業法の全部適用をしておるところでありまして、常に企業の経済性を発揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと。こういうことで規定をされておりますので、これにのっとって運営がなされれば市立市営であったとしても自治体病院としての使命に加えて、やはり民間の経営感覚ですかこういうことの取り入れも可能でありますので、そういう方向でこの3病院・診療所については運営をしていきたい。

ただ、未来永劫そのことが続くかということにつきましては、私が今ここで申し上げるところではございませんけれども、少なくとも出だしはこういう形できちんとやっていきたいということですので、よろしく願いいたします。

2 教育・文化問題

2番目の国際化、この英語教育につきましては教育長に答弁させますのでよろしく願いします。

3 産業振興問題

3番目の豪雨災害での農業復旧、これを耕作放棄地増加防止観点で取り組むということがあります。今回、豪雨災害で復旧工事の地元負担の心配が当初ありましたし、今でも極、徹底されていないのかどうかわかりませんが、あるとすればですけれども、そういうことで迷っているという方がいらっしゃるようでありましたら、先般申し上げましたとおり市としてはこの農業災害については地元負担は徴収しないということの方針として決めておりますので、周知をまた改めてしていきたいと思っております。

こういうことを機会に議員おっしゃったように、復旧はできて負担金はなくても、もう経営といいますか耕作をちょっと遠慮したいというような方がもしおるようでありましたら、これはやはり農業委員会等を通じてこの売買、あるいは賃貸借、作業委託、こういう指導もしていただいて、耕作放棄地にならないように懸命の努力をしていかなければならないと思っております。

この被害は甚大でありましたけれども、国の補助災害これは3年以内という復旧期間がございます。しかし、先般申し上げましたとおり、特にこの農地あるいは農業用施設については、でき得れば全部来年の春の作付けに間に合わせたいと思っておりますが、余りにも箇所数が多いためにこれが一部不可能という部分も発生する可能性もあります。その際は転作等のことの中でそこを乗り切っていただくような、また私たちも相談といいますかをしなればならないと思っておりますが、いずれにしてもとにかく全力を挙げて何とか来年の作付けに間に合うように努力をしてまいりたいと思っております。そして耕作放棄地、こういうことの増加防止には本当に心をまた一つにして取り組んでいかなければならないということで進めております。

それから天然林・人工林これら山の問題でありますけれども、先の何番議員だかちょっと忘れましたが申し上げたとおりでありまして、森林整備の推進これにはやはり努めていかなければなりません。6次産業化法ということもありますし、それから森林整備加速化林業再生事業これは本来今年度で終了予定でありましたけれども、3年から5年の延長方針が発表されておりますのでそういう部分も活用しながら、南魚沼の木で家づくり、あるいはペレットストーブ、あるいは県のふるさと越後の家づくり事業、こういうことに積極的に取り組んで木材利用を図って、それを結果として山の整備につなげるという方向に導いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4 住環境問題

放射線量の定点観測地点の増加でありますけれども、これはご提言の測定データを増やすということ。これは本当にそうしていただきたいと思っておりますし、そういう要望もしているところでありますし、引き続き設置要望をしていかなければならないと思っております。どの程度増やすかは別にいたしまして、でも数あった方がデータはいっぱい得られるわけですし、地域的な偏在がないとは思っていますけれども、ないとは限られませんのでその辺も含めてやっていきたいと思っております。

ただ、今の小中学校あるいは保育園等を測定した結果では、特にこの地域が異常に高いとか、やはりさっき触れましたように、水の集まった場所とか汚泥とかというところについては平均的には高くなっているわけです。けれども、特にという部分はそう見当たらなかったわけでして、若干高い、あるいは若干低いというようなばらつきはありますけれども、何十倍も数値が違ったとかそういうことには至っておりません。今の保健所2階部分の定点観測で事が足りないということではありませんけれども、おっしゃったように数が多ければその方がまた安心はできるということでもありますので、引き続きこの増設要望はしてまいりたいと思っております。

5 行財政改革・市民参画問題

防災体制の見直しでありますけれども、非常に、合併をして初めての大災害。区域も広うございましたし大変な状況でありましたけれども、情報伝達や電話での対応が円滑でちょっとなかったという部分もありますし、現場からの要請の対応に時間がかかったということもありましたけれども、被害情報の収集あるいは避難所等の現地状況の把握これらについては、ほぼリアルタイムに時系列に整理できていましたので、市役所内の防災体制は拠点としての機能はおおむね果たしたであろうと思っております。

反省点といたしましては、時系列に整理ができた被害状況等の情報発信が、初動期から中期にかけてちょっと少なかったように思っております。災害時の情報発信は不安軽減、払拭に大きな役割を果たしておりますので、この初期からの情報収集そして発信この体制について確認あるいは整備、そして今後の対応がどこにあるのか、これらを今検証しているところであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 2 教育・文化問題

国際科の関連で答弁を申し上げます。私どもの市の国際科の特色といたしましては、一つには学級担任とALTが組んでそれぞれ工夫を凝らし、楽しく子どもたちに働きかけ充実したものであるということが1点であります。これを受けまして5～6年生が毎年年度末にアンケート等で振り返りをしておりますが、5～6年生の児童のアンケートでは99パーセントがとても楽しい、又は楽しいと答えています。国際理解ということをやっていますので、外国から、あるいは外国での暮らしが長かった方から学校、教室を訪問していただき、国際理解ということについても努めています。これについても98パーセントの子どもたちが国際交流は大切だということで答えていますので、当初のねらいは達成されているのだらうと、こんなふうにも思っております。一方、小学校教員のアンケートでもコミュニケーション能力の育成等々について活用できているということでもありますので、議員からも評価をいただきましたが、おおむね順調に推移してきています。

せっかくこのように順調に推移してきていますので、中学校での英語のスタートにつきましても、これまでと同じではならぬだろうということでいろいろな検討を行いました。まずその第一はご承知のとおりであります。小千谷市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町で教科書の採択地区を構成しています。ちょうど今年が採択換えの年でありましたので、ここで来年

度以降使用する中学校の教科書について、調査員の皆さん方の詳細な調査結果を基にいたしまして、議員ご指摘にありますような長文・長文の読解・英文法のきちんとした体系的な学習、こういったことに力を入れている教科書会社を採択したところであります。採択をいたしましたので、その結果を当然のことながら各学校に周知いたしまして、そして採用された教科書の見本ですとか指導書ですとかこういった資料を配付いたしまして、事前に十分な調査、研究、準備ができるよう指導しているところであります。

もう一つ私どもの市のこの分野での特色といたしましては、中学生のアメリカ派遣というふうなことで目標を高く設定させる、夢を持たせるというふうなことで取り組んでおりますし、イングリッシュビレッジというふうなことも開催しております。それから当初は国際理解ということの一環として取り組んだのでありますが、JICE、東南アジアといいますがの高校生の短期受け入れ、これも毎年やっております。この人たちをホームステイで受け入れをしていますが、そういうホストファミリーにつきましても大勢の同じような年齢の子どもさんをお持ちの家庭から引き受けていただいております。この点も大変ありがたいこととであります。

あとはもう一つといたしましては、中学校区ごとに中学校と小学校で子どもたちの姿を正しく共通理解し、その実態に応じた指導が繰り返し行われるということを目指して、小中の連携というふうなことに力を入れていく。入れてまいりましたし、今後とも努めてまいりたい、このように考えております。以上であります。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

それではまず病院問題でありますけれども、市長の方が平成20年3月市長発表ということで、市立でやるのだというそのときの説明をもう一度聞かせていただいたわけなのですが、この決算報告を見た限り要は繰出金の問題ですよね。その場合地方公営企業法の全部適用となっても繰出金の基準というのは3通りあると言いながらも、うちの市の場合でいくと、やはりその不採算部門とほかに人件費の部分ですね、大綱質疑でもお伺いしますけれども、人件費の部分で相当金額を投入しないとなかなかスタッフを集められないという部分があるわけです。この部分については病院の改革プランの中でも示されておりますけれども、なかなかその実現といいますが、人件費を下げるとか、収益を上げる、コストを下げるという部分が非常に難しいというふうに考えております。市長、この改革プランの実現に向けての取組ということでは、どういうふうにお考えかちょっとお伺いします。

市長 1 保健・医療・福祉問題

この人件費関連につきましても宮永事業管理者が一番心を砕いているところでありまして、例えば今の給与形態というのは年齢が上がるごとに、勤務年数が長くなるごとに徐々に増えていくわけです。これはどこでも同じであります。特に現場を持つ看護師さん、あるいは保育士さん等にやはり見られる傾向として年齢が上がるとともに、やはり勤務がきつくなるわけです。きつくなる。そしてやはり若いときほど動けない、こういう問題は出るわけです。そして2交替、3交替という過酷な勤務の中でやっていくわけですがけれども、そういう部分

をフレキシブルな部分を取り入れて、ある程度夜勤がなくて昼間だけでいい日と、夜勤をしてもいい日とこういう部分をうまく組み合わせていく。夜勤がないというのはやはり給与体系としてはある程度安く抑えても、それは本人が納得しているわけですから、そういう面での人件費の改革ですね、節減というよりは改革ですね。そういうことにはとにかく取り組みたいと。そういうことに特に取り組みたいということをおっしゃっていましたので、それについては私も大いに期待をしているところであります。

そのほかに医師の皆さん、これも人件費的にそれは多いわけですが、今やはりどうしても多くなる理由というのは常勤医が少ないものですから、それぞれ外部から応援を得ている。これがやはり相当人件費部分を圧迫しているということは否めない事実であります。ですので、できる限りの常勤医の確保に努めて、経営を合理化していこうと、改善をしていこうとということであります。

基幹病院開院後につきましては100パーセント心配しないということではありませんけれども、そういう地域の医師不足解消もこの基幹病院の一つの目的でありますので、基幹病院に勤務されるお医者さんをそれぞれの地域の医療機関に派遣して出ていくとか、あるいは先ほどもちょっと触れました新潟大学との協定の中で、新大関係からのお医者さんの配属について相当考慮もしていただけるものだと思っております。その辺がきちんとして実行できれば、今の赤字体質からは完全に脱却できるということでシミュレーションをしながら、甘い考え方を持っているわけではありませんけれども、経営の改善にもつなげていけるという今のところ確信を持っている。そういう状態でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

人件費の部分が非常に大きな問題で、改革プランに対して市長の方は評価をしながら見つめているという部分でありますけれども、新潟県内を見ましても医師、看護師のスタッフ不足を見ると、魚沼圏域非常に低いという部分がありますよね。そうするとそういう中で正規、非正規、非常勤ですね、常勤、非常勤あわせても確保が非常に難しいと。そうすると、公務員という身分でないとなかなか人材を確保できないという事情が最近よくわかってきました。公務員でないとなかなか人材確保は難しいのだという部分が出てきましたので。

そうすると年齢とともに若干賃金が上がっていくという仕組みがありますので、そうすると他会計から、一般会計から繰出金を相当投入していけないと、この病院事業自体は維持できないのではないかとこの考えを持っているわけなのですけれども。公務員でなければ人材確保は難しい、それに伴って人件費が上がっていくことについて市長のお考えをちょっと伺います。

市長 1 保健・医療・福祉問題

公務員でないから人員が確保できないということではないというふうに思っております。今現に例えば市内にあります民間の病院等も、それは不足という部分はあるのかもわかりませんが、入れ替わりは度々ございますけれども極端な不足状態に陥っているということではありません。結局民間がある意味うまく回っているというのは、その若い皆さん方が出たり

入ったりという言い方は失礼ですけれども、それをうまく回転をさせながらやっているわけ
でして、公務員と違う部分はそこに大きく出ているということだと思っております。

当然そのスタッフ確保が先ほども触れましたように、基幹病院開院後の、基幹病院もそう
ですし、他の周辺病院もそういうわけでありますけれども、これについては基幹病院、ある
いは新大、あるいは北里保健衛生専門学院の看護学科ですかね、そういうところともきちん
と連携をしながら、医療スタッフそして医師の確保これらについてきちんと対応していける
ものだというふうに今のところは思っております。

一番の問題はやはり医師がどう確保できるかということでありますけれども、これにつ
いても研究部門あるいはコホート研究とかそういうことも含めて、新大ばかりではなくて、東
大も今そのコホート研究の方に入っていただくようになりましたので、そういう部分も期待
をしながら医師確保に努めてまいりたいと思っております。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉問題

基幹病院関係でスタッフの方はどうかというのは、これは市というよりも県が担当してい
る部分でありますので、県の努力におんぶする以外はないわけなのですが、状況的には非常
に基幹病院も苦しいのではないかというような情報が段々、段々と現実味を帯びてきてい
るという部分があります。そうすると、市長は公務員でなくても人材自体は集められるとい
う部分については、ちょっと状況は違うのではないかなという感じがします。そうした中
でも地域医療保健計画に基づいて医療行政サービスを行う南魚沼市が、病院事業をやるとい
うことについて私は相当の覚悟が必要だと思っております。繰出金を含めての市長の思いとい
いますか、覚悟をもう一度お聞きします。

市 長 市民も含めた地域の医療をきちんと確保できる、守っていけると。これは
やはり公立といいますか自治体病院の「いかなければならない」という使命であります。市
の財政が破綻状態にでもなれば別ですけれども、そういうことにはならないと思しますので、
最大限の支援もしながら医療資源の確保、これはやはり基本中の基本であります。若干苦し
いからもうすぐ閉鎖しようとかそういうことは絶対しないように、そうならないように努め
ますけれども、そういう事態に陥ってもそれはやはりきちんと市の方でバックアップをしな
がら医療機関はきちんと守っていくという決意で今おります。

寺口友彦君 2 教育・文化問題

市長の覚悟の方を再確認させていただきましたので、教育・文化の方に移ります。確か来
年度から教科書が変わるという部分で、新しい教科書に実は期待をしております。今までの
教科書についてはアメリカ式の過大表現が圧倒的に多くて、1年生の段階から非常に難しい
教科書をこの市では採用していたなという感がありました。そこが新しい教科書についての
資料を現場の方へ送って、スタート地点から今度は頑張るのだというような取り組みをしよ
うということですので、その部分は評価をしたいと思います。

ここでひとつお伺いしておきたいのは、ゆとり教育という部分ですね、ゆとり教育。こ
のゆとり教育というのは、私は方向性としては間違いではなかった。ゆとり教育だから例え

ば英語については文法とかそういう面での学力をおざなりにしたというわけではなくて、やはりゆとり教育自体は全国を見た場合について標準的な形でやろうとしたところに間違いがあったと私は思っています。

やはり文法力といえますかそういう面で後れている。暗記の部分が足りないという部分についてのところでは、それなりの教育をするべきではなかったかなというふうに思っております。来年の4月からそういう新しい教科書で学力アップにもつなげていこうというわけですが、ゆとり教育のときに批判を受けました学力偏重論がありますけれども、この学力偏重論というのは私は違うものであろうというふうに思っています。そのことについて教育長のお考えを伺います。

教 育 長 2 教育・文化問題

学力偏重というふうな言葉がよく使われたことは承知しておりますが、何といえますか学力というもののとらえ方、あるいは教えるということとか、あるいは学ぶということについてのとらえ方がそれぞれ100人いれば100様に違っているという中で、いわゆるゆとり教育を否定といえますか方向を転換したのだらうと、これはそのとおりだと思います。

ただ、この地域の場合、一部浦佐地域は国際大学がありましたが、ほかの地域では外国の皆さんと話をする、あるいは顔を合わせるというふうなこと自体が非常に機会が少なかったという中で、文科省が学習指導要領で指定している話す・聞くという活動に非常に力を入れた。その結果として採択した教科書の中には会話がほとんどというふうな、そういう時代がしばらく続いたということだというふうに私は振り返っております。

私どもの時代は話す・聞くなどということはほとんどなくて、読む・書く・読むだけだったわけですが、受験学力としてはそれで何とかあったと。ただ、その後ヒアリングというふうなことが入ってから非常に苦労したことは確かであります。ちょうどその時代と裏返しのようなことがここしばらく続いていた。そのことを振り返り反省をするちょうどいいきっかけになった。その意味で当初この国際理解、国際科というものを設置する際には、そこまで考えが及ばなかったわけですが、今になってみますとちょうどいい取り組みになったなど、こんなふうに思っております。答えが外れていましたらまたご指摘いただきたいと思えます。

寺口友彦君 2 教育・文化問題

市の行ってきたその英語教育については、方向性としては決して間違っていないというふうに私は思っています。ただ、最低限の暗記といえますか、知識これがないとそういうものはなかなか向上ということにはつながらないという部分があった。その部分についての検証をしながらでの、毎年度こういうふうにしていこうという向上といえますか、それがちょっと努力が足りなかったのではないかなという感じはしております。

ただ、来年、年間35週ありますので授業時間も相当増えるという中で、この最低限の暗記と知識といえますか、これは当然行われていくのでありましょう。けれども、ただ、今までやってきた市の教育と若干違った形をすると、どうしても学力偏重といえますかそういう

ことをおっしゃる方も出てくる。しかしながら私はそうではないと。最低限に覚えるものを覚えなければ、話をするにしろ聞くにしろ、その能力を高めるということは私は無理だろうと思っていますので、そういう懸念がないようにまた取り組みをしていただきたいのですけれども、この辺についての教育長のお考えを。

教 育 長 2 教育・文化問題

全くそのとおりだと私も思っております。私どももこの地域で生まれ、ずっとここで育ってきていますから特別日本語について一生懸命覚えたというふうな記憶はないわけでありませう。ただ、英語という教科に中学生が12～13歳になってから、12歳でしょうか、取り組む場合、最小限度の暗記、これは一生懸命やらないことには学習のスタートラインに立えないということだと思います。楽しく覚えられる、そういった工夫をしていきたいと、このように考えております。

寺口友彦君 2 教育・文化問題

いい答弁をいただきましたので、教育についてはここで終わります。

3 産業振興問題

産業振興の方ですが、午前中の質疑の中で農地については、例えば隣の田んぼ2枚分を1枚という部分について、これを災害復旧と同時に施工するということもあり得ると。ただし、個人負担については、そこは話し合いの中でどうしますかという部分が出るというふうにおっしゃいました。私は午前中の議員と違いまして農地を貸している方です。午前中の議員の方は農地を借りて規模拡大を図っているという立場でしたが、私は貸しているという立場の方から耕作放棄地ということをちょっと考えてみます。

市の方では農地集積ということで利用権ですね、利用権設定ということで相当進めてはおります。おりますが、その災害復旧については個人負担はゼロだとしても、その2反歩分を2枚分を1枚であったり、あるいはもっと大きくやると。例えば吉里地域であればあれほどの面積のところやられておりますので、そうするともうほ場自体を直した方がいいのではないかというのが出てくれば、ちょっと面積的には少ないですけれどもほ場整備という計画も出てくるかなという感じがします。その個人負担は当然発生するわけですね。

市長は農家については、大規模農家について直接支援をしていくというお考えを、前回の定例会ですかでおっしゃってました。例えば外国へ米を輸出する、その価格差が出た場合についてはその価格差を補填をする。あるいは大規模農家が農地利用集積を図る場合について小作料が発生する。その小作料については市が応援をするという形で応援をしていきたいという部分があったわけです。そうすると、貸す側からすると個人負担が増えるのであれば、ちょっと今回はいろいろな面で経費もかかるから現状復帰だけでいいかなと。については耕作はどうかと言ったときに、お願いする相手の方がちょっともうそこは勘弁してくれよというような声が多くなっていくような地域が、実は西山に多いということなのです。そうするとその対策としてどういうものを考えなければいけないのかということが大事になってきますので、こういう部分での対策というものは市長お考えありましたら。

市長 3 産業振興問題

農地集積を進める、農業を業として扱えるようにしていくという観点では、今議員おっしゃったようにその大規模農家といいますか、中核農家、担い手農家こういう皆さん方の方に支援を集中的に行っていくということは、それは私はいいいことだと思っております。ただ、いつも牛木議員の質問にも答えておりますように、では小規模農家を見捨てるのかと、そういうことではありません。小規模農家にはまたそれなりの市独自の支援策等を盛り込みながら、やはり農業をきちんとやっていっていただきたい、農地を守っていただきたいということは、今までも申し上げているとおりであります。

そこで、例えば今、具体的な話が出ましたが、貸手が余り 貸手としてはそうだけれども、借り手になるとお金がかかるのならそこはそこまでしなくてもいい。あとはでは私どももいわゆる使い勝手が悪いから、ちょっともう借りることを止めようかという話が出るかもわからないと。これはわかりません。今、市の単費で畔抜きというのをやっているのですね、畔抜きというのを。こういうことをうまく組み合わせながらやれば、それはそれで市が単費で補助をするわけですから、そういうこともいろいろな手を考えながらこの際やはりほ場を広げたいということがあれば、それは個々別々ですけれども具体的な相談には乗っていきたいという思いです。

吉里は私も行ったときに話としてはあったのだけれども、今までなかなか進まなかったと。今回こういうことになったが、いわゆる区画整理事業も一緒に入れた中でやれないかと、こういうことです。区画整理事業を災害復旧でやることはできませんと。ですので、それとうまく絡み合わせてやれるようであれば、それはやれると思いますという話をしましたが、まだ事業の緒についたというかそこまで行っていなかったわけです。話が出ていたというくらいですのでこれはちょっと無理かと思いますが、この際さっき言いましたように、地元の皆さん方が個々の方が負担覚悟で、おい何しろ2枚を1枚にしてくれとかそういうことについてはそれは相談に応じながらやっていきたいということでもあります。

ですから小規模農家の皆さん方を切り捨てるというようなことはそう考えておりませんので、ある制度をうまく使いながら何とか耕作放棄地が出ないように、要望に応えられる部分は応えながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

寺口友彦君 3 産業振興問題

農地の上の方にある山、川の部分についてですけれども、午前中の質問の中でも要はあそこへ行く作業道路をどう作るかが問題であるという部分でありました。私はその大分前ですけれども、里山砂防という考え方で城内の山口がゲリラ豪雨に遭ったときでしょうか。もうその雨が降る前から既に堰堤が埋まっていたと。堰堤の土砂を廃棄するのに、上げるのにどうしたらいいかという中で、里山砂防という考え方で里山整備をしているという名目で作業道路を作ろうという考え方もありました。

今回、里山ということになりますと要は有害鳥獣ですよね、有害鳥獣。有害鳥獣対策で里山整備ということも言われておりますが、大規模農家の方たちにとってみれば、山際の田ん

ぼであろうが里山、山であろうがほとんど同じようなところなのですね。そうすると里山整備の部分についてこれを大規模農家が受けながら、下草を刈ったり間伐をしたりという部分を合わせながらやっていくということで、大規模農家の複合経営を支援するという中で治山といいますかということは考えていくべきではないかなと思っています。そうするとそれほどの大げさな作業道路がまずは必要ではないだろうと。砂防堰堤ではありませんから。そういうふうに思うのですけれども、こういう考えについてはどうでしょうか。

市長 3 産業振興問題

この里山砂防という考え方につきましては、国交省の方で17年のあの水害といいますか、ゲリラ豪雨で大和あるいは城内地域が被災した際に、やはり山を守るということになりますとどうしても森林整備。その森林整備も伐期のきた用材を伐採して運び出すことができない。そこが山が荒れる一番の原因だということを、私が国交省に行って砂防関係の皆さん方との懇談のときに話し、そこで里山砂防をではやりましょうかということで、今は水無のところ里山砂防を取り込んだ砂防事業 要は作業道を直線的にすぐそこに切るのではなくて、うまく迂回をさせながら山の管理もできるような形で作業道を切っていこうと。

さっき私が申し上げた市でというのは、とてもそこまでの大規模なことではありませんけれども、議員おっしゃったように例えば大規模農家の方が 大規模でなくても結構ですけれども、林業も兼ねてやりたいと。そういうことであればそれは大歓迎でありますし、今ある建設業の皆さん方は重機もあればダンプもある。物はそろっているわけです。そういう皆さん方がある程度職種の転換といいますか、そういうことを図る一助にもできればという思いもありますので、先ほど触れたような事業を市としての単費であっても、これは推進していきたいという思いを今まで持っていたわけでありまして。

こういう大水害が出ましたので、単費部分でそこに向けた財政が来年どうなるかというのはちょっとわかりませんが、少なくとも私は辻又でそのモデル地区をやるのではないかなという話をしてきております。その辺については何とか来年事業化ができればという思いで今、取り組もうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

寺口友彦君 3 産業振興問題

治山治水ということになれば相当の事業費となりますし、これは市の単費で取り組もうという市長の意気込みもよくわかりました。ですが、やはり災害復旧というのは現状復帰が基本であります。そうはいてもこういう事業につなげていくということは、やはり国や県と話をしながら進めていくべきではないかなというふうに思っておりますので、その部分でも取り組みを見守っていきたく思っております。

4 住環境問題

次に住環境整備の低線量の放射線でありますけれども、先ほどの議員の中とは若干違うのは、実は若いお母さん方が不安に思っているのは、果たしてその1ミリシーベルトとか10ミリシーベルトといわれている部分が本当に危なくないのかという部分なのです。これは学者によってほとんど見解が違っていると。自然界には世界平均で1年間に2.4ミリシーベル

トという放射線を我々人間一人が浴びているわけです。年間2.4というのを。それよりも低い1ミリシーベルトが果たして安全なのか、人体に発がん性というものがあるかというのは、学者によって意見が変わるという部分です。

そうするとこれは原子力政策というのは国策でありますから、そうすると新潟県は柏崎刈羽という大変な原子力発電所を持っているわけです。そうすると市が単費で2個買ってどうのこうのというレベルではないと私は思っています。国がやはりきちんとした中で、福島県は福島県ですから考えますけれども、新潟県のことについては新潟県の自治体の方からそうではないのだというところで、定点観測という部分についての考え方が国はちょっと弱いようであります。これは1年、2年やったからどうだという部分ではないわけです。長い年月のデータづくりを新潟県がやるということについて意味があると私は思っているのです。その言いだしっぺが南魚沼市であるというところは、私は非常に意義があると思うのですけれども、その考えについて市長の意見を伺います。

市長 4 住環境問題

今現在、大まかな指針として年間1ミリシーベルトという数値が出ております。ご存じのようにこれが例えば24時間365日積算して行ってそこにいくわけですから、ですからそれを逆算していきますと、0.3マイクロシーベルトで3×8、約0.26ということになるのです。ですから、0.3という数値が今出ている部分についてはある程度大丈夫だろうという。ただ、それが科学的にきちんと実証されたとかということは、私たちはわからないのです。学者の皆さんもいろいろのことは申し上げますけれども、これで決まりという数値がなかなか出てこないものですから、非常に苦慮しているわけです。

でも、今議員おっしゃったように自然界の部分とかそういうことを考えれば、0.3マイクロシーベルト以上のものについてはきちんと例えば処理をしたり、除染をしたり、それ以下に抑えたりということはやっていけば、健康的なものについてはまず心配いらないだろうというふうに思ってそういう数値を これは十日町さんもそうありますが、設定しているわけでありましてけれども。これをデータとして積み重ねて、では医学的にどうだ、こうだということになりますと、これはなかなか私たちでは対応できませんので、それは県なり国なりがやはりそれをきちんと検証していただきたいと。そういう思いは十分持っておりますし、県にも国にもそのことはきちんと伝えながらやっていきたいと思っております。

寺口友彦君 4 住環境問題

その取組をまた見させていただきます。

5 行財政改革・市民参画問題

最後、行財政改革・市民参画の情報管理という部分でありますけれども、確かに初期から中期にかけて本当に情報は集中して入ってきたわけでありまして、担当課の方もそうありますし、総務課でも情報の確認をどうするとか、指令をどうするとかというところについては、大分混乱があったと私は思っています。

もう一つその情報管理という部分で懸念をしていたのは、要するにこういう事態が発生し

た場合についてはこうだというマニュアルの部分ですよね。マニュアルの部分。一つの例が補正予算で出ましたけれども、リサイクルセンターの浸水であります。これなどもマニュアルという部分が市の方で徹底をさせていたのか、実際にやっているその民間がしていたのかという部分がちょっとわからないという部分がありますよね。こういう情報管理というのはここ数年間で大事だと言われてきていても、実際にこういう被害が起きてみないとどうであったかということは検証しないわけです。だけれども、その部分が遅れていたなという感じがしてはいるわけなのです。

ここについては6年前に一度そういうことがあって、そのときにもちゃんとマニュアルを作って、こういうふうにしましょうよという話があった中でも、今回はそういう部分がちょっと少なかったというのがありましたので、そういう部分を含めての情報管理ですね。要は指令をどうやって出すかと。現場に行って誰が指令するのだというところがはっきりしていないと、こういうふうな大被害を起こすという部分があります。この辺についてまだ総括の途中であるということは総務課でもおっしゃっていましたので、これから総括をなされていくのでありましようけれども、この辺も含めて情報管理ということを徹底していくということについての市長のお考えを伺います。

市長 5 行財政改革・市民参画問題

このマニュアルそのものについては、なかなか個々部分で全てできていたということではありませんでした。ご指摘のように上十日町ですかあそのリサイクルセンターですかね、ここについてはある意味広域の時代に、あそこにそれそのものを建設するときからの懸案事項的なものであったと思います。マニュアルについてそこにきちんとした定義はありませんでした。

ただ、職員の中に共有の思いとしてその水門をきちんと操作をしなければ、あるいは相当量の水が出たときにはポンプ等を臨時的に導入しても排水していかないと自分たちの施設だけではなくて、上流の民家の皆さん方にも影響を及ぼすと。このことは認識としてありましたけれども、何ミリの雨が降ったらどうだとか、どこまでの水位が上がったらこうだとかというそのマニュアルはちょっと作っておかなかったわけでありませう。

今、ちょっとその地域住民の皆さん方と話し合いをしている最中でありませうけれども、今後はそのマニュアルについてはきちんとしたものを地元の皆さんと協議をしながら、お互いに作って共有していこうというふうに思っております。これはちょっと今そういう作業に入っております、地元の皆さんとの話し合いを進めている最中でありませうので、ご理解をいただきたいと思っております。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画問題

肅々と進めていただきたいなと思っております。

もう一つ、自主防災組織が自主的に避難をした行政区が、うちの近くにもあったわけなのですが、その中でも一番情報が欲しかった部分は上越線ですよね、上越線。上越線があればほどの土砂を受けて、考えられないところから水が噴出しきたという現場を見てきました。消

防団も近づかないようにということで監督をしていましたけれども、そういう情報について、では自主的に避難はしたんだけれども、雨がやんだらでは家に戻っていいのかという部分が、区長さん単位でいいたろうというのはなかなか出しづらい部分もあるわけです。そうすると、そういうところの指令といいますか、そういう部分はどうかということも今回の情報管理という部分では反省すべき点ではないかなと私は思っております。こういう面についての市長お考えありましたら。

市長 5 行財政改革・市民参画問題

これはですね、それぞれの箇所で大変な災害がありまして、その上越線のことでもそうでありましょうし、例えば土沢、これはあれだけの被害になったわけです。では、その後に避難を解除していいか否かという私どもの方の判断というのは、やはり現場を見なければ判断できません。現場を見なければ。ですから、それまではとにかく避難してくださいということを申し上げたわけでありまして。

樺野沢地域であったかどうかその上越線の関係の部分についても、区長さんに自主的に避難してもらうことは避難してもらったわけですがけれども、その避難解除が区長さんの判断でということは当然私どもも言っていなかったわけですので、現場の確認を終えた後でなければ、これはとても帰ってもらって結構ですということは言われる状態ではなかった。

上越線についても結局私たちがあれだけのすごいことになっているという確認ができたのは、やはり夜が明けてからでありましたので、そういう意味ではその間の情報の伝達といいますか、指示が遅れたとか曖昧であったという部分は、これはやはり反省点として残るわけです。そういうことを今後どうきちんと対応していくかということは、また今の反省点の中にきちんと入れながら、どこの地域でも同じでありますのでそれは十分反省点として今後に生かしていきたいと思っております。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画問題

最後になりますけれども、担当の職員が少なかったという部分は、なかなか理由にならない部分があると思います。その机上訓練。机上訓練というものをきちんとやるということも反省の中にひとつ加えていくべきであるということをお願いして質問を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日9月13日午前9時30分より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時27分)